

秋田城跡

昭和58年度秋田城跡発掘調査概報



秋田市教育委員会
秋田城跡発掘調査事務所

昭和58年度秋田城跡発掘調査概報

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋田城跡発掘調査事務所

序

秋田城跡の発掘調査は、第3次5ヶ年計画の2年目を終えた。

第3次5ヶ年計画の目玉である政府城の発掘調査は、これまで最大の課題であった位置が明確となり、さらにある程度の規模も推定できるまでになった。

政府は古代城柵・官衙の中心であり、頗るもある。政府の解明はその遺跡全体の性格を考える上できわめて重要な意義がある。また数年後に着手が予定されている環境整備においても遺跡の中心ということから基本構想策定段階における大事な要素となってくる。一日も早い全容の解明が待たれるところである。

本報告書は、昭和58年4月1日～11月に実施した発掘調査結果をまとめたものであるが、この報告書により古代史解明の一助になるところがあれば幸いである。

なお、本書を刊行するにあたっては文化庁・宮城県東北歴史資料館、秋田県教育庁文化課、また漆紙文書の解説には国立歴史民俗博物館の平川南氏、多賀城跡調査研究所の佐藤和彦氏を始め所員諸氏からご指導ご助言をいただいた。ここにご協力いただいた関係各位に心から感謝の意を表する次第である。

昭和59年3月

秋田市教育委員会

教育長 高 泉 宏 作

目 次

I 調査の計画	
II 第37次発掘調査	1
1) 調査経過	1
III 第38次発掘調査	2
1) 調査経過	2
2) 検出遺構と出土遺物	7
3) 各層位出土遺物	26
4) 第38次調査出土漆紙文書	36
5) まとめ	37

例 言

- 本概報の図面・遺物整理・執筆・編集は小松・日野があたった。なお遺物実測・図面作成には高橋学氏の協力を得た。
- 漆紙文書の解説と赤外線テレビカメラによる写真は、東北歴史資料館・多賀城跡調査研究所と国立歴史民俗博物館のご協力を得た。また漆紙文書については国立歴史民俗博物館助教授の平川南氏に執筆していただいた。
- 石質鑑定は、秋田県立博物館の嵯峨二郎・渡部晨尚氏にお願いした。
- 発掘調査にあたっては下記の機関、諸氏からご指導・ご助言・協力を得た。
- 国立歴史民俗博物館教授岡田茂弘氏、東京国立博物館陶磁室長矢部良明氏、奈良国立文化財研究所宮本長二郎氏、秋田大学教授新野直吉氏、秋田県埋蔵文化財センター船木義勝氏、横手市教育委員会、作家松本清張氏。
- (発掘調査作業員)
- 古城市太郎、星野守之助、池田重兵衛、田村忠一、桑原平昌、桑原一寿、桑原民生、土田文夫、桑原フヂエ、小玉美恵子、桑原利江、長沢ミエ、伊藤和子、土田節子（敬称略）



第1図 秋田城跡地形図
および調査地域図

I 調査の計画

昭和58年度の発掘調査は、鶴ノ木地区、通称雨池の西岸・南岸と秋田県護國神社境内広場内の政府域の二ヶ所を設定した。

発掘調査事業費は、総事業費1,200万円のうち国庫補助額50%（600万円）、県費負担額25%（300万円）、市費負担額25%（300万円）である。

調査計画は次のように立案した（表I）。

表I 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査実施期間
第37次	鶴ノ木地区東部	400m ² (121)	4月10日～6月10日
第38次	護國神社境内広場	1,200m ² (363)	6月11日～10月30日

第37次調査は、鶴ノ木東側底湿地を対象とし、湿地と台地部との接続状況及び湿地における遺跡の出土状況を把握する目的で実施した。

第38次調査は、政府域の究明を目的に第33次（昭和56年）と第36次（同57年）の中間地帯を実施した。その結果昨年度検出した築地の延長とコーナー部が確認され、政府の方位と位置がほぼ明確になった。また昨年度は「出舉」の漆紙文書が出土しているが、今次でも搅乱層から「□□郡司」と墨書のある漆紙文書が出土した。

昭和58年度の発掘調査実施状況は次のとおりである。

表II 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査実施期間
第37次	鶴ノ木地区東部	517m ² (156)	4月12日～5月18日
第38次	護國神社境内広場	1,578m ² (477)	5月19日～11月10日

なお第38次調査では、10月15日現地説明会を開催し、約70名の市民参加を得た。

II 第37次発掘調査

1) 調査経過

第37次調査は、鶴ノ木地区東部、通称雨池と言われる低地を対象とした。

調査は4月12日から5月18日まで、発掘面積は517m²である。

調査の目的は、低地と西側の建物群の検出されている台地部との接続状況を把握することと、国営調査において多くの木製品が出土しているので、遺物の散布状況を確認することであった。

調査の方法は一部個人有地があるため広範囲に及ぶことができずA～Fの小グリッドを設定して実施した。各グリッドの状況はほぼ同様で下記の如くである。



第2図 第37次調査周辺地形図

一帯は数十年前に暗渠排水を施し、現在は畠地と原野である。約30cm程の表土・耕作土を除去するとスクモ層である。部分的にスクモ層を掘り下げたが、植物遺体の他に人の遺物は認められなかった。なおDグリッドのスクモ層は、

70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59
(E 396)

東岸から約3m程で1m以上の深さに達している。

第3図 第37次調査グリッド位置図

E・Fグリッドはスクモ層直上に土師器、須恵器の小片が数点と、かなり腐蝕の進んだ木製品が数点検出されたに過ぎない。

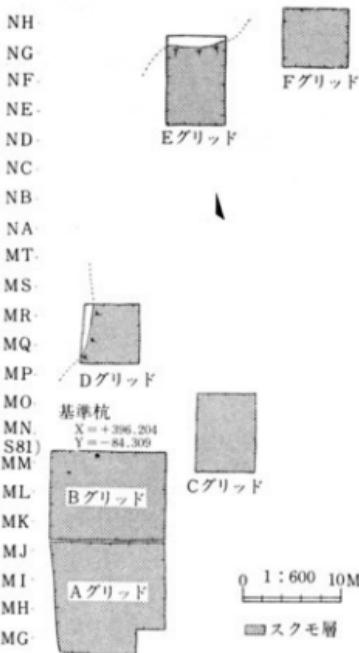
また地形的には、北側のE・Fグリッドにおいてほぼ原地形と思われる北からの緩傾斜が認められたが、南のグリッドでは、急激に東側に落ち込む等後世の手が加えられており、自然の地形は把握できなかった。

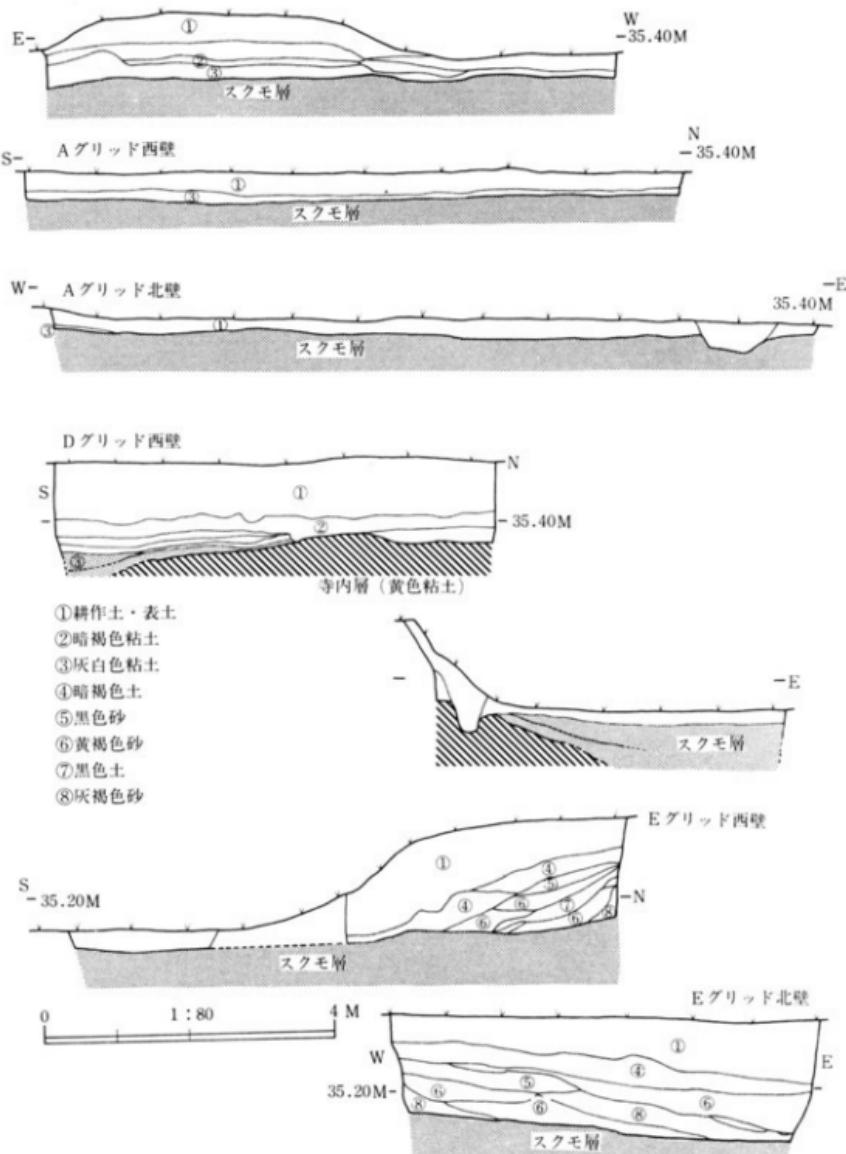
III 第38次発掘調査

1) 調査経過

秋田城跡第38次発掘調査は秋田市寺内字大畑、護国神社の社殿南側の広場を対象に昭和58年5月19日から11月10日までの期間で実施し、調査面積は1,578m²（約478坪）である。

調査地は秋田城の外郭内、東西約550m、南北約550m、5町四方ぐらいに区画された範囲のはば中央に位置する。





第4図 第37次調査発掘区土層断面図

昭和34年から37年の国営調査では内柵列・建物跡等の遺構を検出し、この地域に秋田城の中心的な遺構・施設の存在が推定されていた。

その後、昭和56年度の第33次調査では本調査地の東隣接地で掘立柱建物跡・布堀り溝の伴う柱列（板塀）・鍛冶工房・土壤・住居跡等の遺構とともに多量の墨書き器・転用硯等の遺物を検出している。遺構はⅠ期～Ⅶ期の変遷が想定されている。

また、翌年、昭和57年度の第36次調査では本調査地の西隣接地で政府域を区画すると考えられる築地塀(2時期)・板塀と考えられる布掘り溝・3列の柱列・掘立柱建物跡・竪穴状の掘り込みを伴う掘立柱建物跡・焼土遺構等の遺構とともに多量の瓦・転用硯・土器類を検出している。特に出土遺物としては「出拳貸付け歴名帳」と考えられる文書断簡の漆紙文書が出土し、注目された。

しかし、第36次調査結果でも不明な点、すなわち、東西に30mの長さで確認された築地塀・柱列が政庁域の北辺、南辺のいずれを構成する区画施設であるのか確定できなかったこと、また、3列の柱列が各々時期の異なる遺構であるのか、3列が同時期なのか、一本柱列に建物跡が伴った遺構であるのか不明であったことである。

したがって、本次調査の目的は大きく、この2点に主眼を置くとともに、政府域の規模・範囲を推定する根拠となる遺構の検出と、それら遺構の変遷を把握することに



第5図 第38次調査周辺地形図

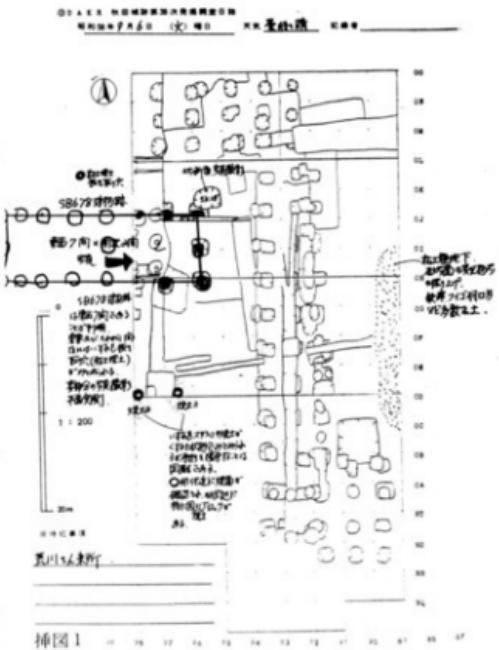


插圖 1 10 19 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7

あった。

調査は機材運搬（5月19日）、基本杭（X = 19.169m, Y = -7.27m, H = 48.024m），地区杭の設定後、表土除去、招魂社建立時の整地層・国営トレンチの埋土の除去作業を開始し（5月21日）、遺物包含層の黒色砂面までの排土作業を約1ヶ月間実施した（6月27日）。

遺物包含層である黒色砂は赤褐色土器を出土する土層であるが遺構が確認されないため下層の褐色砂面を現していった。この面にて S A 697 布掘り溝（29日）、S A 698 柱列掘り方、S X 735 炭化物落ち込み（7月1日）を検出した。また、国営調査トレンチ内の埋土排土後の精査で同調査で検出し内棚列とした柱列・S A 707 がさらに南に延長していること、その西側で重複する S A 698 柱列を検出した。

褐色砂層は調査区東側に堆積しているが北、南西部では一部、粘土整地層が露出しており、西側で SI703 竪穴住居跡、SX709, 710 焼土遺構を検出した（7月3日）。

さらに、下層に遺構を追求するために褐色砂面での遺構平面図、土層図作成、写真撮影を行った（7月6日）。これと並行して調査区南の精査で S A 697 布掘り溝と重複する状況で S B 696 掘立柱建物跡を検出

し、また布掘り溝が北で二又に分れること、溝中央に幅20cm～30cmの細い溝状の土質の相違のあることが判明した（7月20日）。

褐色砂面の精査終了後、同層の除去を開始していく、下層の赤褐色砂層を現していった。赤褐色砂層は縞状に固い面が幾枚も重なった土層で流砂による自然堆積層と考えられ、褐色砂同様に調査区東、中央から北にかけて堆積が認められる。

この堆積層外に位置する調査区東南で S I 704 竪穴住居跡を検出した（7月21日）。赤褐色砂（部



第6図 国営調査トレンチ位置図

分的に灰褐色砂)の精査後、同層の除去を開始し、下層の粘土整地層を現していった(7月22日)。

この層面にて、S A 700 A・B柱列、S A 705 柱列、S A 706 柱列を検出した（7月26日）。さらに南に発掘区を拡張してS B 701、702建物跡を検出した（7月30日）。

粘土整地面の遺構が明確になった段階で遺構平面図作成、写真撮影を実施し（8月10日），その後，各遺構の精査を開始していった（8月12日）。

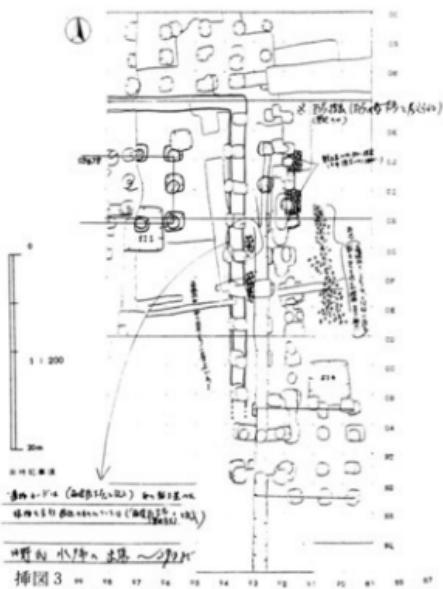
遺構精査と並行して、精査終了区から順次、粘土整地層の除去を開始した。整地層下層は上面に多量の炭化物を含む褐色砂層となるが、この炭化物層からはフイゴ羽口片、鉄滓が出土している。

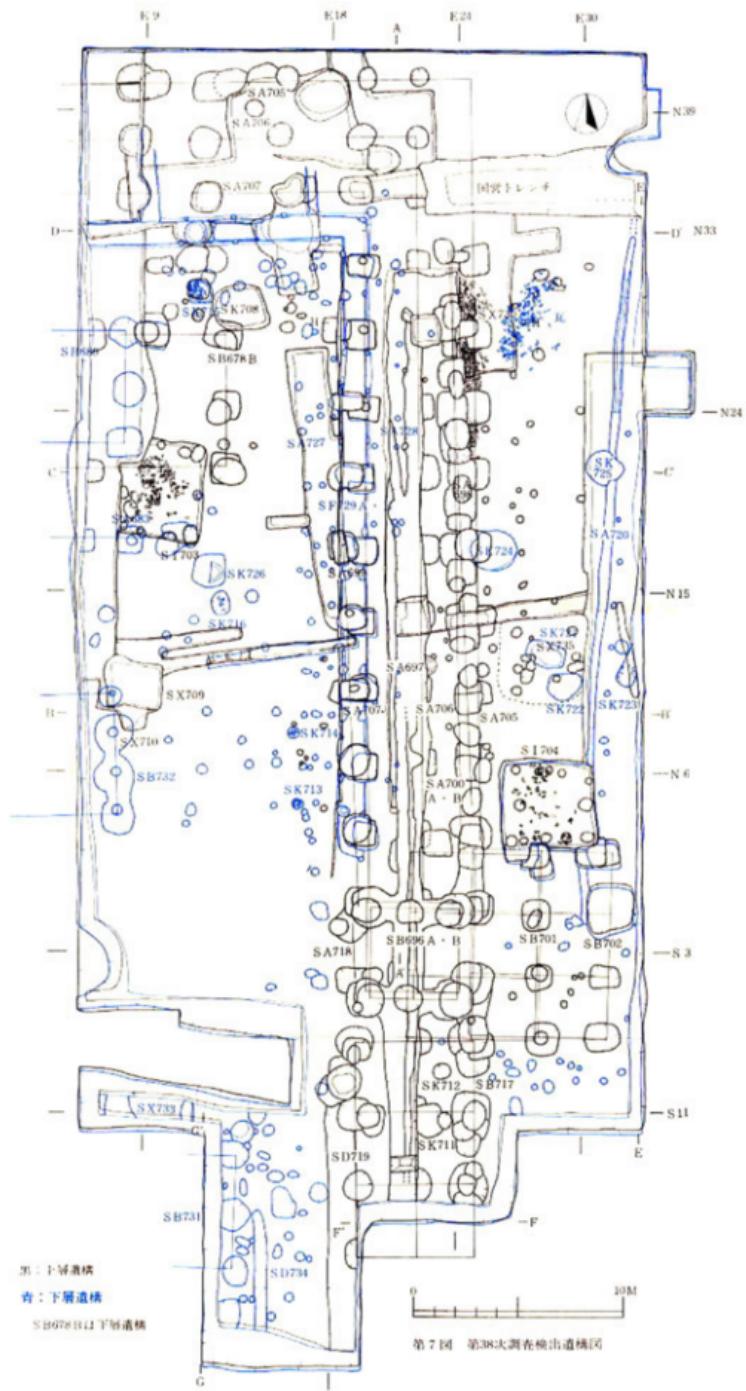
この間、護国神社社殿東の現状変更による調査を8月26日から8月30日まで実施した。

粘土整地層を除去した段階で、西側では S B 678 挖立柱建物跡の東妻の柱掘り方を検出し、同建物跡が東西 7 間、南北 2 間であることが確定した（9月3日）。しかし、東3間と西4間の抜き取り穴、検出状況に相違があり、7間と4間の2時期の建物が想定された。

発掘区北東では、整地層下の褐色砂から須恵器壺に蓋紙として使用した状態で漆紙が出土した（9月10日）。しかし、赤外線テレビカメラの観察でも文字は確認されなかった。

また発掘区東壁沿いに S A 720 柱列の布
掘り溝を検出し、これは第33次調査で検出





第7回 第38次調査検出遺構図

した S A 570 柱列に連続するものである(9月13日)。

発掘区全域で粘土整地層を除去終了した段階で下層の築地塀・S F 729 A・Bのプランを明確にするため崩壊土の除去作業を開始し、北辺から東辺を構成する基底幅1.2mの築地塀の積土を現していく(9月27日)。

崩壊土内の瓦層を現していくにしたがい、この瓦層の上層で瓦を敷きつめた状態のS X 730 瓦敷遺構を検出、この遺構は S A 707 柱列に伴うことが考えられた。SA 699, 707 柱列の重複は既に確認されていたが、崩壊土除去とともに再精査したところ、SA 699の方が新しい遺構と判明した(9月29日)。

崩壊土の除去終了後(10月5日)、築地積土と、地山飛砂層面の精査を行っていった。

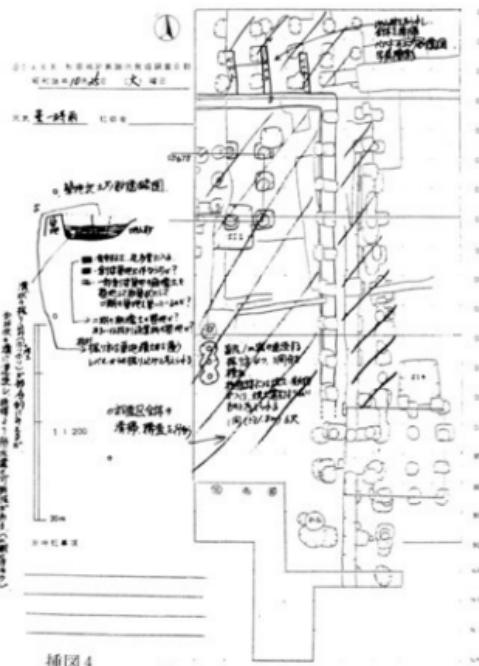
調査区中央南で S B 717 掘立柱建物跡の一部を検出し、発掘区をさらに南、西に拡張した。結果、掘り込みは粘土面からであり、東西2間、南北3間と判明した(10月13日)。確認面の粘土層が整地層か築地崩壊土層か判然とせず、次調査の問題点である。

10月15日、発掘区の遺構の概要がある程度明確になったので、現地説明会を開催し、調査の成果を公表した。参加者は約70名であった。

再び、築地積土の精査、崩壊土の除去作業を継続し、北辺築地塀の北、東辺築地塀の北東部で古い版築状の整地地業を検出した(10月21日)。この地業は国営調査トレーニによって上位層が削平されており明確でないが、二期目の築地塀か、S A 707 柱列に伴うことが考えられた。

地山飛砂層面の遺構としては S B 732, 734 掘立柱建物跡を検出した。また、第36次調査検出の S B 683 掘立柱建物跡とした掘り方が、東西7間の柱列と判明した(10月28日)。

発掘区全域が地山飛砂層となり、さらに下層に古代の遺構の存在が考えられないことから、最終的な平面実測、写真撮影、土層断面図の作成を行い、11月10日、埋めもどし作業を終え、第38次調査を完了した。



挿図4

2) 検出遺構と出土遺物

本調査で検出した遺構は政府城の北辺東部から東辺を区画する2時期の築地塀・7列の一本柱列

(うち、全域を区画する柱列は3列)・木堀、柱列となる布掘り溝2・掘立柱建物跡8棟・竪穴住居跡2棟・焼土遺構・土壤等である。

検出遺構は赤褐色粘土の整地層の上位、下位で大別され、第7図に図示された黒色の遺構が上位、青色の遺構が下位の遺構である。

整地層上位の遺構は、さらに褐色砂層上位で確認される遺構と、この層を除去した整地層面で確認される遺構に分かれる。以下、上層砂層面検出遺構・上層整地面検出遺構・下層検出遺構に分けて述べる。

A. 上層砂層面検出遺構

S B696 A 建物跡（第9図、図版9）

東西2間、南北1間の掘立柱建物跡である。柱間は柱痕跡が不明であり、確定できないが、柱位置を掘り方の中

心にもとめると、東西が2.1m、2.1m、南北は4.5mとなり、南北の柱間が東西のそれの倍以上である。

掘り方は円形で径は1.3m～1.8m、確認面からの深さは約80cmで、埋土は暗褐色砂である。SA 697木堀（布掘り溝）に伴う遺構と考えられる。

S B696 B 建物跡（第9図、図版9）

S B696 A 建物跡と同位置で重複し、それより古い掘立柱建物跡である。規模は掘り方がS B696 A 建物跡の掘り方によって壊されており柱位置は不明ながら、S B 696 建物跡とはほぼ同規模と考えられる。

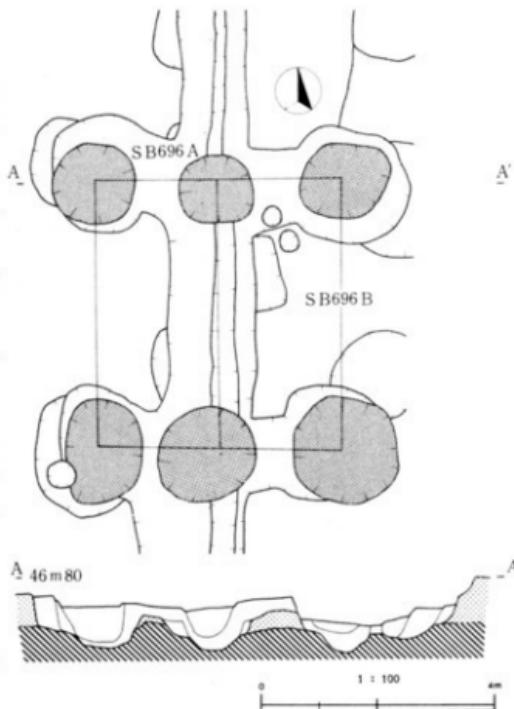
掘り方は東西の径2mの円形の掘り方を幅1.2mの布掘り溝で連続したもので、掘り方と溝の埋土は同一のものである。S A 697 木堀の布掘り溝と連続し、これと同時に構築された建物跡と考えられる。

S B696 A・B 掘り方出土遺物（第20図、図版23）

赤褐色土器：6は切り離し不明の台付坏である。外底部に記号様の墨書が認められる。

S A697木堀（布掘り溝）（第7図、図版5・12）

発掘区中央で南北に約41mの長さで検出した幅約1.2mの布掘り溝である。深さは発掘区南壁付



第9図 SB696 A・B 建物跡

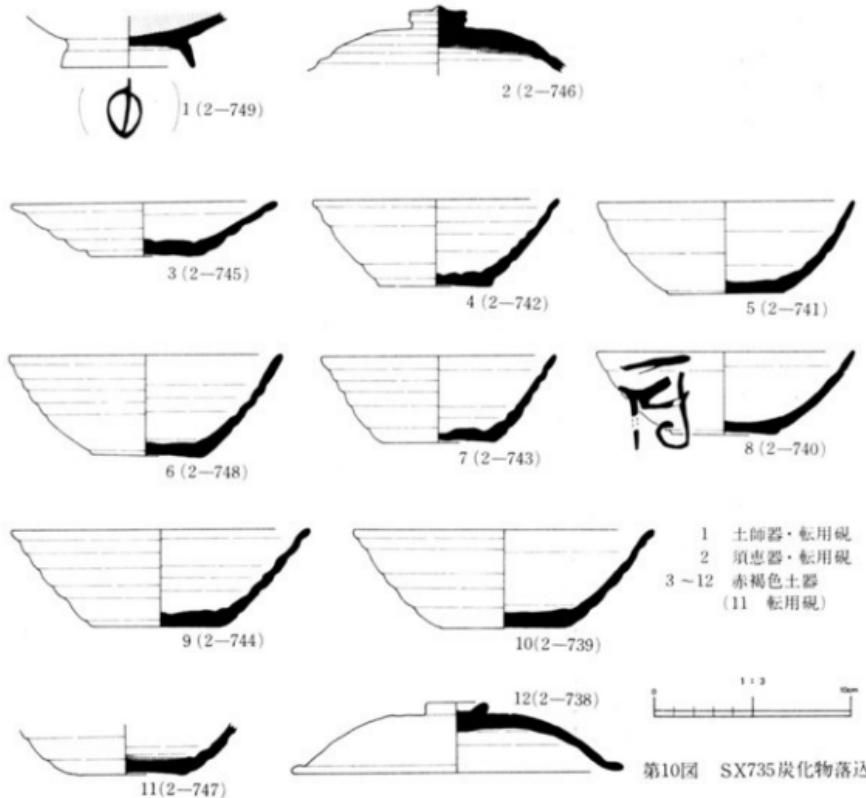
近で最深となり約1.3m、北に漸次、浅くなる。N24付近で二又に分かれ、西側のものは国営トレンチで削平されており、東側のものも分岐点から約9m北で浅くなり消失している。布掘り溝埋土の中央付近で幅約20cm~30cmの埋土の異なる部分があり、これが連続していることや、断面観察ではほぼ垂直にこの土質の相違が溝底面まで至ることなどから材木か丸太材を立て並べた施設・木塀状の遺構と考えられた。

S A 697 布掘り出土遺物（第21図、図版23）

赤褐色土器：1は回転糸切りの壺である。他に、布掘りからは瓦、須恵器襲片が出土している。

S A 698 柱列（第7図）

発掘区中央やや東よりの位置で南北10間、総長約28mにわたり検出した。掘り方は1m~1.5mの長楕円形で埋土はサラサラした黄褐色砂である。径約30cmの柱痕跡が認められるものもあるが、多くは柱位置が不明である。柱位置を掘り方の中心にもとめると、柱間は約2.5mから3.5mで一定していない。柱列の方向も同様に掘り方中心と遺存する柱痕跡から推定すると北で約3°30'西に振れ



る方位となる。

S A 698 挖り方出土遺物（第20図、図版22）

須恵器：2は回転ヘラ切りの环で外底部に墨書が認められるが判読不能である。

S A 699 柱列（第7図、図版15）

発掘区は中央で南北8間、総長約28.8mにわたり検出した。S F729A・B築地塀、S A707柱列と重複し、これらより新しい。

掘り方は一辺約1mの方形、あるいは、径1mの円形、深さは確認面から約60cm、埋土には上層に黄褐色砂が入っている。検出位置には褐色砂の堆積がないか、この埋土の状況から、上層砂層面からの掘込みと考えられた。

柱痕跡の明瞭なものは柱間が約3.6mであり、不明なものも柱位置を掘り方中心にもとめると約3.6mで一定しており、12尺等間で構築されたものと考えられる。なお、S A707柱列の北東隅から2間目（3本目）の位置で止まり、それより北では検出していない。

柱列の方向は、柱痕跡と掘り方の中心からもとめると北で約3°西に振れる方位となる。

S A 699 挖り方出土遺物（第20図、図版22）

瓦：1は15葉細弁蓮華文の軒丸瓦である。他に、赤褐色土器皿・鉢等の破片が出土している。

S X 735 墓化物落ち込み（第7図）

発掘区東、中央よりやや南の位置で検出した。東西、南北約4mの範囲で深さ約40cmの鍋底状の底面をなす性格不明の落ち込みである。埋土には炭化物が多量に混入しており、赤褐色土器や天然アスファルトの大きな塊（図版17の13）等が出土した。

S X 735 埋土出土遺物（第10図、図版17）

土師器：1は内面黒色処理を施した回転糸切りの台付环で外底部に記号様の墨書が認められる。

須恵器：2は内面を転用硯として使用した蓋で、ケズリのため切り離しは不明である。

赤褐色土器：3～11は回転糸切りの环、12は蓋である。7は内面にベンガラ状の赤色顔料の付着、8は外体部に「厨」の墨書があり、11は内面を転用硯としている。

他に、出土遺物として天然アスファルト塊が出土している。

B. 上層整地層面検出遺構

S B701・702建物跡（第11図、図版11・12）

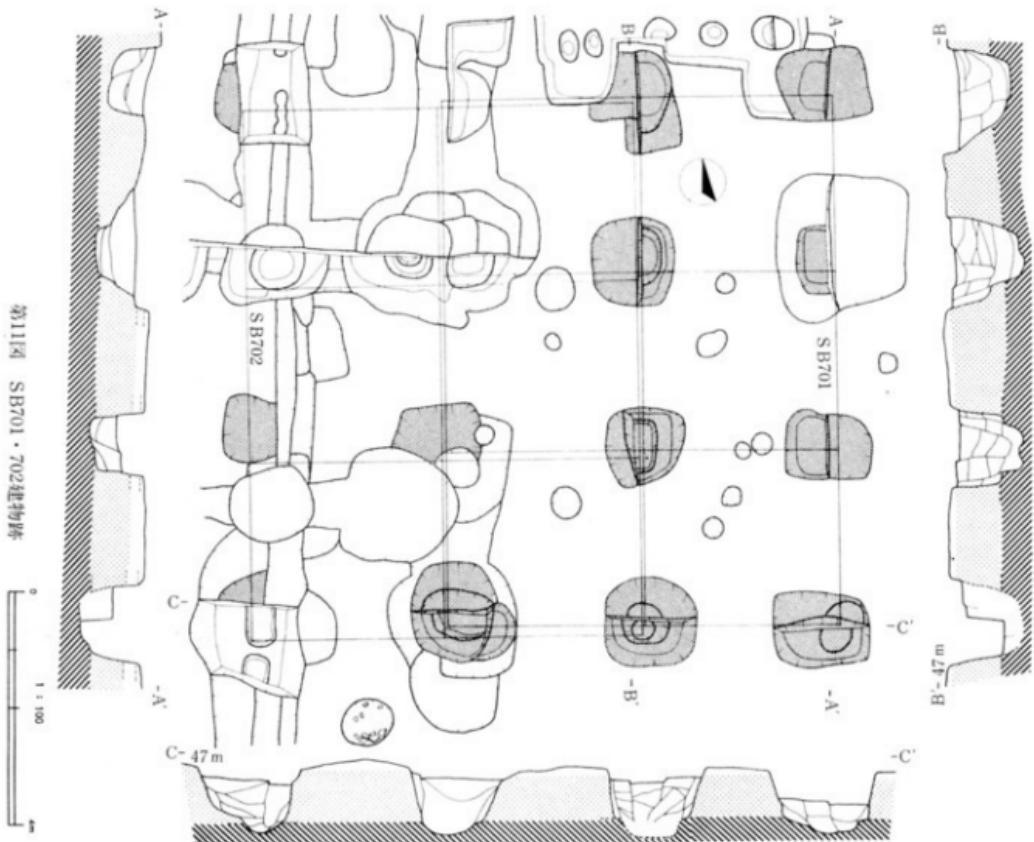
発掘区南西で検出した東西2間、南北3間の重複する2棟の南北棟掘立柱建物跡である。同規模の建物を1間分、西に位置を寄せて建て替えたものと考えられ、建て替え以前をSB702、建て替え以後をSB701とした。

遺存状況の良いSB701建物についてみてみると、掘り方は一辺約1.5mの隅丸方形、あるいは径約1.2m～1.5mの不整円形で、深さは確認面から約1.2m、柱痕跡は確認できるもので径約40cmである。SB702建物の掘り方の平面形は同規模か、それよりやや大きいが深さは浅いものである。

柱間はSB701建物の東桁行で北から3.0m, 2.9m, 3.1mである。南梁間は掘り方の中心に柱位置をとると西から3.0m, 3.0mとなり、10尺等間の建物と考えられる。

SA705柱列の柱筋がSB701建物の棟通りとはほぼ一致することから、これに伴う建物跡と考えられる。

SB701・702掘り方出土遺物（第20図、図版23）



第11図 SB701・702出土物跡

赤褐色土器：7は回転糸切りの壺で、体部外面に「七」の墨書が認められる。

SB717建物跡（第12図、図版9）
発掘区南中央付近で検出した東西2間、南北3間の南北棟の掘立柱建物跡である。掘り方は径1.2m～1.5mの円形で深さは確認面から約80cmである。柱痕跡は不明であるが、掘り方中心に柱位置をもとめると西桁行で柱間が北から3.5m、3.6m、3.6m、梁間が西から2.4m、2.4mとなり、桁行12尺等間、梁間8尺等間と考えられる。

S A 706 柱列の柱筋と建物の棟通りが一致することから、この柱列に伴う建物跡と考えられる。

SB717掘り方出土遺物

小片であるが掘り方内から赤褐色土器、瓦が出土している。

S A 700 A・B柱列（第7図）

発掘区中央やや東寄りの位置で、南北に7間、総長約25mにわたり検出した重複する柱列である。柱痕跡が不明であるが、掘り方中心に柱位置をもとめると、いずれも柱間が約3.6mとなり、柱列の方向は北で約3°西に振れる。北に位置するBが古く、南でBを掘り込んでいるAが新しい柱列である。また、S A 698・705柱列とも重複し、S A 698よりは古く、S A 705よりは新しい。

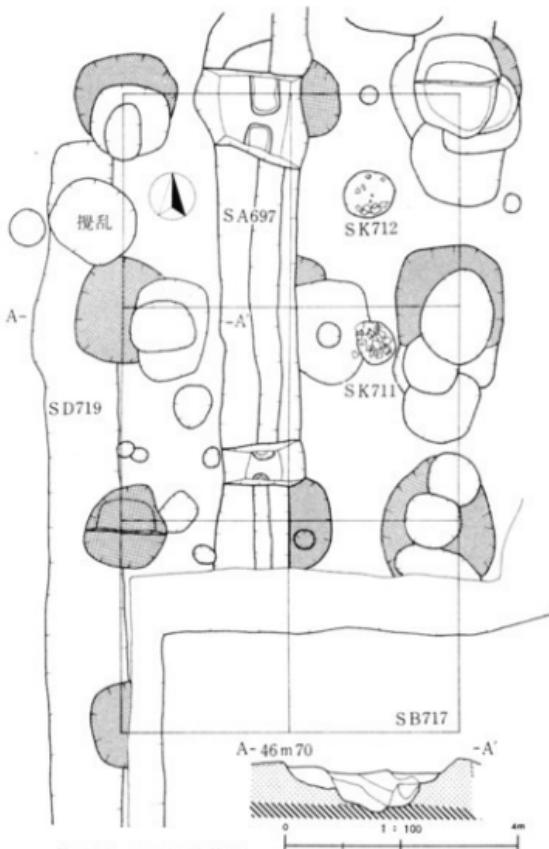
S A 700 A・B掘り方出土遺物（第20図、図版22）

赤褐色土器：3は回転糸切りの壺で外底部に墨書が認められるが判読不能である。

他に、回転ヘラ切りの須恵器壺片、瓦片が出土している。

S A 705柱列（第7図、図版5・8）

発掘区北から中央やや東寄りにかけて検出した柱列で、第36次調査検出のS A 659柱列に連続するものである。第36次調査では東西3間、今次調査でさらに東に5間、東西確認総長が8間、23.5mとなる。さらに南に直角に屈折し南北11間、総長約37.5mを確認している。いずれも柱位置が不



第12図 SB717建物跡

明であるが掘り方中心にもとめると北東コーナー部の4間を除き約3.6m等間となる。北東コーナー部は掘り方が削平され明確でないが、東西と南北の柱筋を延長させた交点から測定するとコーナーから西へ約2.5m、3mと短くなり、コーナーから南も、やはり約2.5m、3mとなることが考えられる。掘り方は一辺約1.5mの方形・長方形で、深さは約1m～1.3mである。

柱列の方向は真北に一致させた発掘区の基準線に平行する。

S A705掘り方出土遺物（第20図、図版23）

須恵器：5は回転ヘラ切りの台付坏で、周縁を打ち欠き、内面を転用硯としている。

赤褐色土器：4は回転糸切りの坏で体部下端に墨書が認められるが判読不能である。

S A706柱列（第7図、図版5）

S A705柱列に平行し、その南、および西で検出した柱列である。第36次調査で検出したS A658柱列に連続し、S A705柱列との間隔は掘り方の中心間で約2.5mである。第36次調査では東西6間まで確認しており、今次調査でさらに東に4間、計12間、東西確認総長約35.4mとなる。さらに南に直角に屈折し南北10間、総長約35mを確認している。掘り方中心に柱位置をもとめると、コーナーから西・南1間が約3mと短いが、他はすべて約3.6m等間となる。S A697木塀布掘り溝によつて、南北柱列の大半は壊されているが、遺存する掘り方は一辺約1.2mの方形・不整形で、深さは確認面から約1m～1.5mである。

S A706掘り方出土遺物

掘り方内より、赤褐色土器、瓦片が出土している。

S A707柱列（第7図、図版5・15・16）

S A705、706柱列に平行し、その南、および西で検出した柱列である。第36次調査で検出したS A657柱列に連続する。本柱列は国営調査でも調査されており、内柵列と呼称されていたもので、掘り方埋土はほとんど掘り上げられていた。わずかに柱痕跡の認められるものがあり、その柱間は約3.5m、3.7mである。第36次調査では東西8間、今次調査でさらに東に3間、計11間、東西総長約39.6mまで確認した。さらに南に直角に屈折し南北9間、総長約32.4mまで確認した。掘り方は一辺約1m～1.5mの方形でS F729築地塀の積土を掘り込み、深さ約60cm～80cmである。S A699柱列と重複し、それより古い。

S A707掘り方出土遺物（第20図）

瓦：8は瓦当面が大部分欠損している軒丸瓦である。

他に、赤褐色土器坏、甕片が出土している。

S A718柱列（第7図）

S A707柱列の南延長上にある2本の柱列である。柱間は掘り方中心に柱位置をもとめると約2.5mで、S A707柱列の柱筋と掘り方中心線は厳密には約50cm西にずれている。掘り方は一辺約1.5mの方形で深さ約70cmである。

S D 719溝状遺構（第7図、図版9）

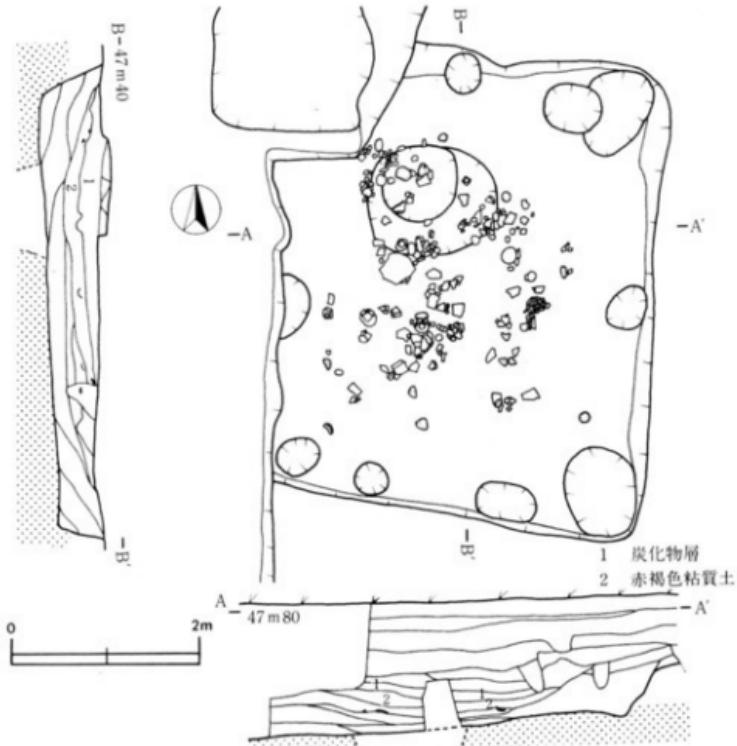
S B 717建物跡と重複し、これより古い。

S A 718柱列が本遺構の延長上にあり、これに伴うことが考えられる。ちなみに S A 707柱列の南端と S A 718柱列、S A 718柱列と S D 719北端の掘り方の間隔がともに約3mである。

幅は約1.2m、深さは大部分未調査で不明ながら約40cm~80cmと部分的に深くなる個所があり、柱列を据える布掘り溝の可能性がある。

S I 703竪穴住居跡（第13図、図版13）

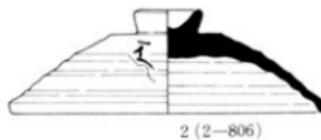
発掘区西、中央付近で検出した南北約5m、東西4m以上、平面が隅丸の方形の竪穴住居跡である。壁高は約60cmほど残存しているが、カマドは検出していない。粘土整地層を掘り込んでおり、これより新しい。また、床面下層でS B 678建物跡の柱掘り方が確認された。柱穴は壁沿いに配された7個の径約30cm~50cm、深さ約30cm~40cmのピットと考えられる。なお、埋土には多量の炭化物の充填層が鍋底状に堆積しており、その底面および下層の赤褐色粘質土から遺物がまとまって出



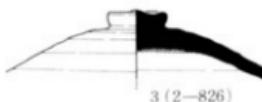
第13図 SI 703竪穴住居跡



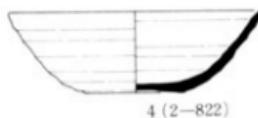
1 (2-820)



2 (2-806)



3 (2-826)



4 (2-822)



5 (2-811)



6 (2-821)



7 (2-823)



8 (2-805)

1~10 炭化物層上層出土

1~3 頸器皿 (1、3 転用碗)

4~9 赤褐色土器 10 砥石

11~12 炭化物層下層出土

11~16 土師器, 17~22 赤褐色土器



9 (2-825)



10(2-824)



11(2-816)



12(2-814)



13(2-817)



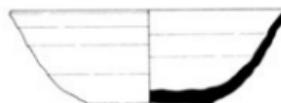
14(2-815)



15(2-807)



16(2-808)



17(2-818)



18(2-812)



19(2-809)



20(2-819)

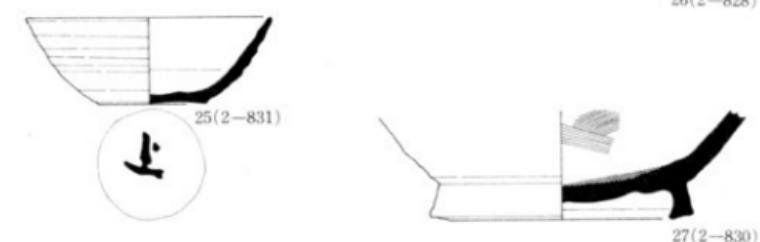
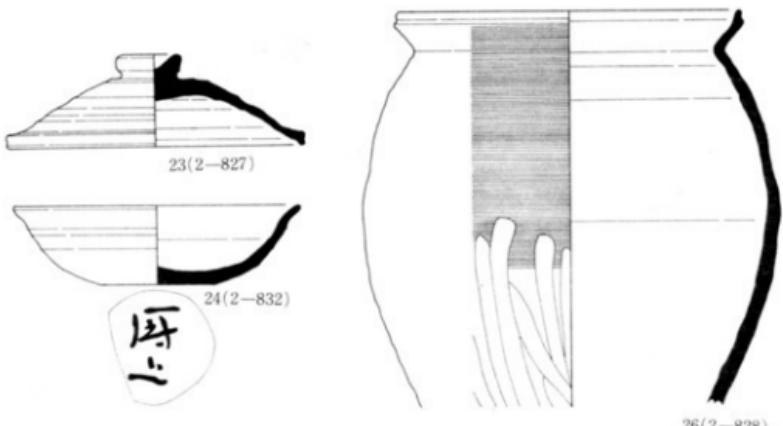


21(2-813)



22(2-810)

第14圖 S 1703出土遺物



23~26 炭化物層下層 赤褐色土器
27, 28 炭化物層上層 27 頸壺器・軸用硯
28 頸壺器
29 床面出土 赤褐色土器



第15圖 S1703出土遺物

土した。住居の方向は東辺が北で約5°東に振れる。

S I 703出土遺物

イ) 埋土炭化物上層出土（第14・15図、図版18・19）

須恵器：1は回転ヘラ切りの坏で内面を転用硯としている。2はリング状、3は扁平なつまみを有する蓋である。2の外面には墨書が認められるが判読不能である。3は転用硯としている。27は壺底部の転用硯、28は丸底の大甕破片である。

赤褐色土器：4～6、9は回転糸切りの坏である。6・9は「厨」の墨書が認められる。7は「庭」、8は「赤」の習書の墨書が認められる蓋である。

砥石：10は凝灰岩製の提砥石である。

ロ) 埋土炭化物下層出土（第14・15図、図版18・19）

土師器：11～16は内面黒色処理を施した台付皿である。12・13は器肉が厚手で口縁部が外反する。15は判読不能、16は「厨」の墨書が認められる。

赤褐色土器：17～24は回転糸切りの坏である。21、22は「厨」、23は「厨上」、24は「上」の墨書が認められる。26は上半部がロクロ痕、下半部が縱方向の手持ちケズリが施される。

ハ) 床面出土（第15図、図版19）

赤褐色土器：29は回転糸切りの坏で「厨」の墨書が認められる。

S I 704 積穴住居跡（第16図、図版11・14）

発掘区東、中央よりやや南寄りの位置で検出した。南北約4.2m、東西約4.5mの隅丸方形で、壁高は約50cm～60cmほど残存している。カマドは検出しなかったが、床面で径約60cmの円形の範囲で焼土、焼面が認められる。柱穴は壁沿いに径約30cm～50cm、深さ約40cmのビットが南北に3個、東西に5個検出した。ただ、これらビットの間隔は規則性が無い。住居の方向は西辺がほぼ真北方位である。埋土は最上層が炭化物の混入する褐色砂層で、その直下層の赤褐色砂、赤褐色粘質土層から遺物がまとまって出土した。

S B701・702建物跡と重複し、本住居跡の南壁および埋土を建物の柱掘り方が掘り込んでいることから、これらより古い。また、S A720柱列布掘り溝を壊していることからこれより新しいものである。

S I 704出土遺物

イ) 埋土上層出土（第17・18図、図版20・21）

須恵器：1、2は灰白色を呈する回転糸切りの坏である。3、15は扁平なつまみを有する回転ヘラ切りの蓋である。内面には擦痕、墨痕が認められ転用硯としている。15はつまみに「二」の墨書が認められる。13、14は回転ヘラ切りの台付坏を転用硯としたものである。14はベンカラ（赤色顔料）用と考えられる。16は蓋、17、18は甕の体部内面を転用硯としている。

赤褐色土器：5～9は回転糸切りの坏である。7は「至」、8「上」、9「子□」の墨書が認めら

れる。

硯：19は風字硯である。

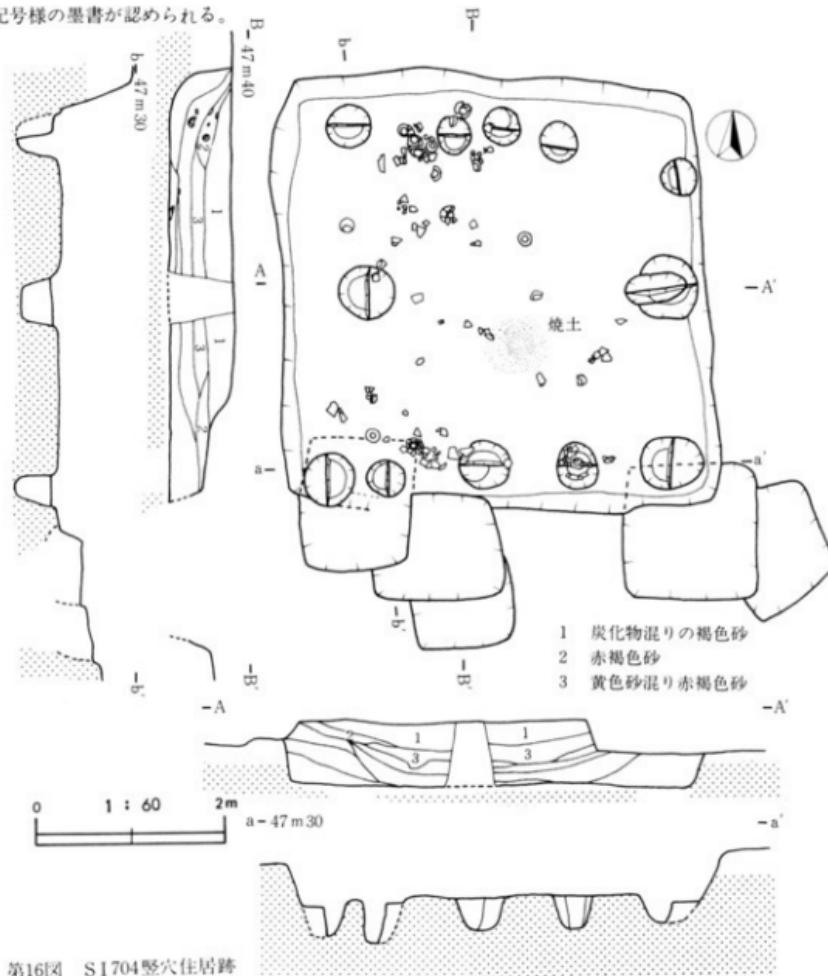
鉄製品：薄手の刀子である。

石器：断面台形を呈し、すべての面が研磨され、背面に小孔がある。石質は石英斑岩である。

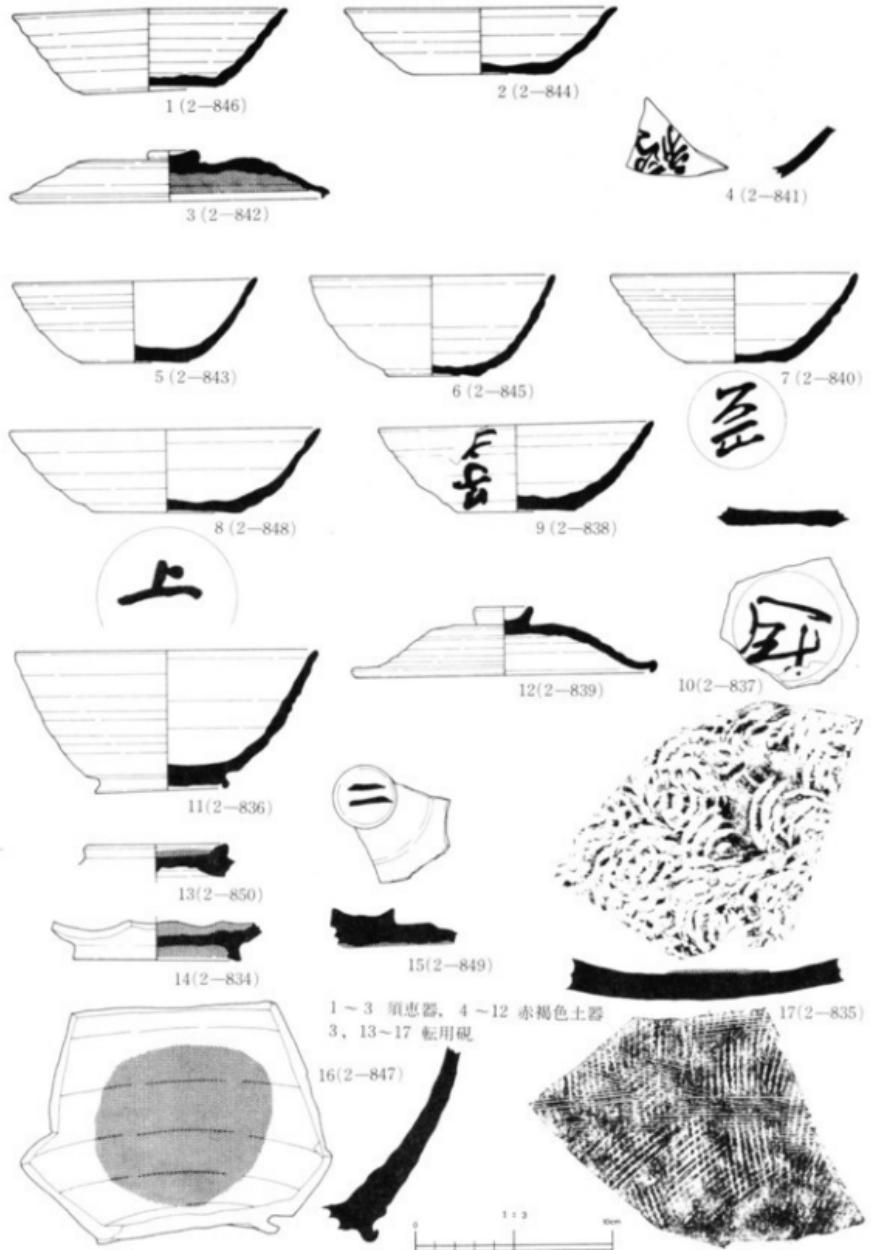
口）埋土下層出土（第18図、図版21）

須恵器：22は回転糸切りの壺である。外面体部から底部にかけて漆が付着している。

赤褐色土器：23～30は回転糸切りの壺である。23は内面口縁部まで漆が付着している。28は「」記号様の墨書が認められる。



第16図 S1704堅穴住居跡



第17図 S1704埋土上層出土遺物



19(2-863)



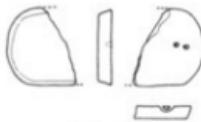
20(2-861)



18~21 上層埋土

18 転用硯, 19 風字硯

20 刀子, 21 石帶



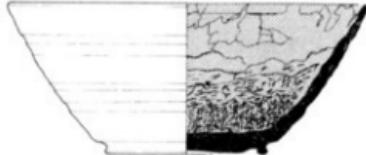
21(2-862)



18(2-860)



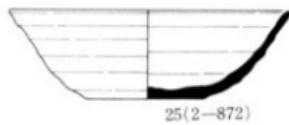
22(2-867)



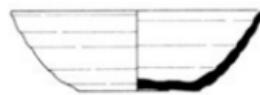
23(2-859)



24(2-866)



25(2-872)



26(2-864)



27(2-868)



28(2-869)



30(2-870)



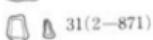
28(2-865)



22~28 埋土下層

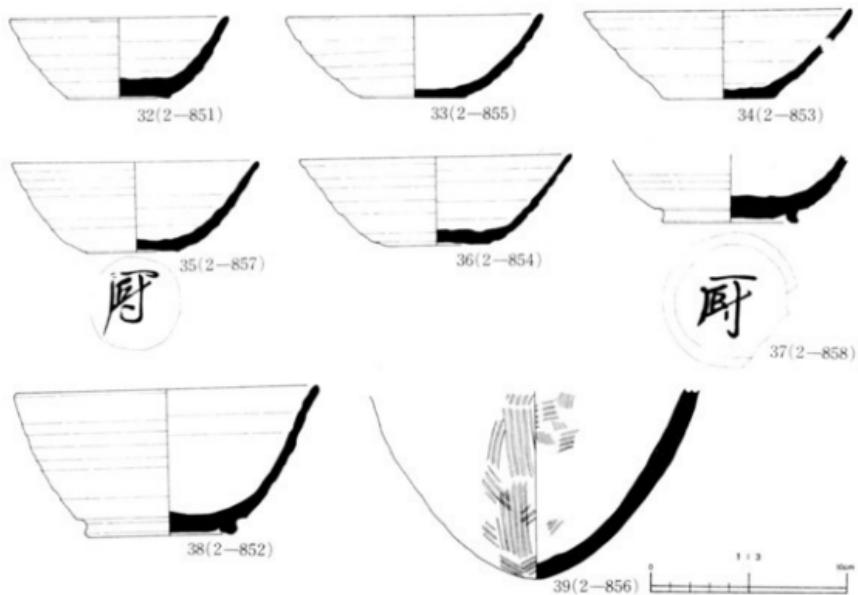
22 須惠器, 23~30 赤褐色土器

31 鐵製品



31(2-871)

第18圖 SI 704埋土出土遺物



第19図 SI 1704床面出土遺物・赤褐色土器

鉄製品：性格不明。

ハ) 床面出土 (第19図、図版22)

赤褐色土器：32～38は回転糸切りの環で、37、38は台付环である。35、37は「厨」の墨書が認められる。39は丸底を呈する甕である。外面は平行状叩き痕が認められ、赤褐色を呈する。

S K 708 土壙 (第7図)

S B 678建物跡の北東隅の掘り方と重複し、これより新しい土壙である。東西約2.5m、南北約2mの不整方形で、深さは約35cm、底面は平坦である。

S K 708 埋土出土遺物 (第20図、図版23)

須恵器：9は回転ヘラ切りの台付环である。

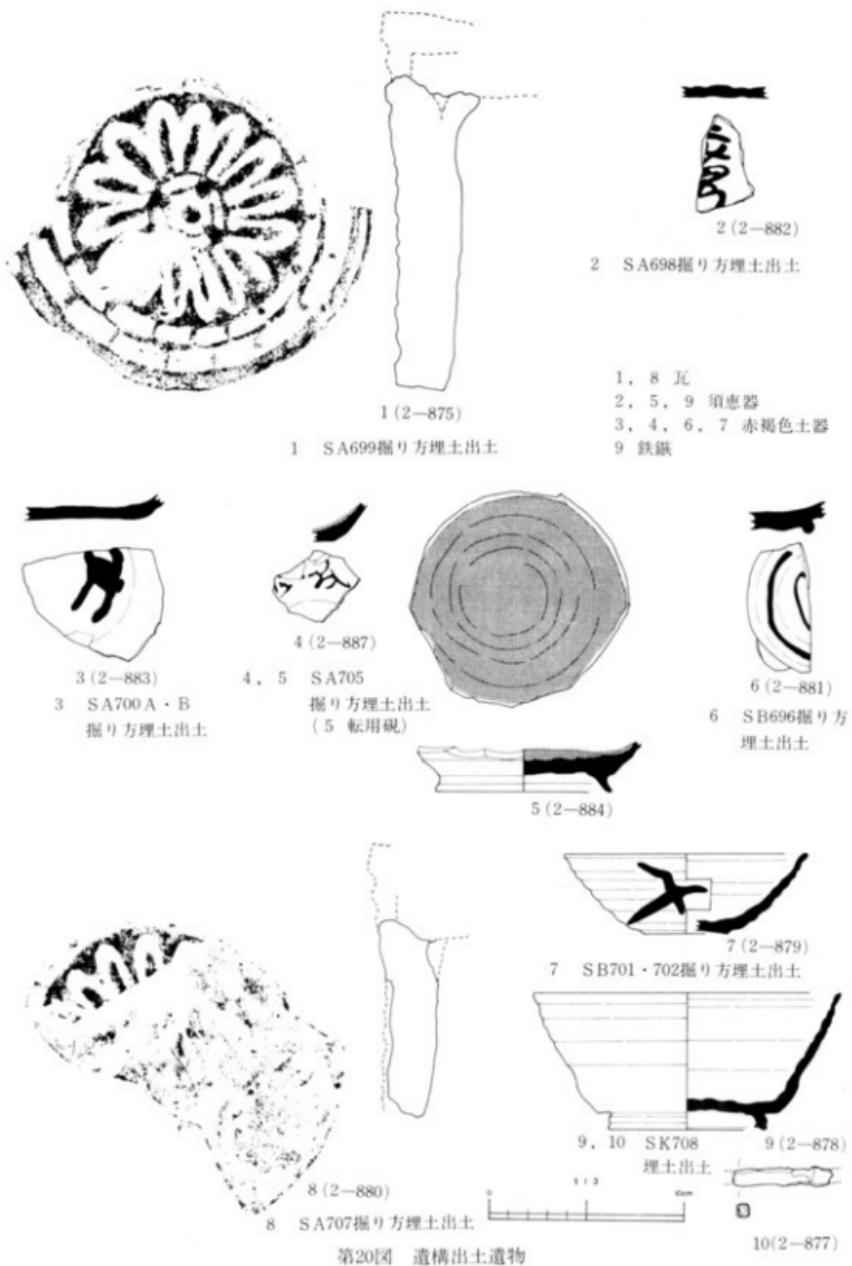
鉄製品：10は鐵鋤断片である。

S K 711・712 土壙 (第7図)

S B 717建物付近で検出した瓦の充填した円形の土壙である。径約70cm～80cm、深さは約40cmである。S K 711土壙はS B 717建物と重複し、これより新しい。

S X 709・710 焼土遺構 (第7図)

調査区西壁付近、中央より南寄りの位置で検出した2基の焼土遺構である。スサ入りの焼土塊が厚さ約10cmで充填されており、なんらかの焼成施設と考えられるが原況を復元することはできなかった。S B 732建物跡はこの焼土下で検出された。

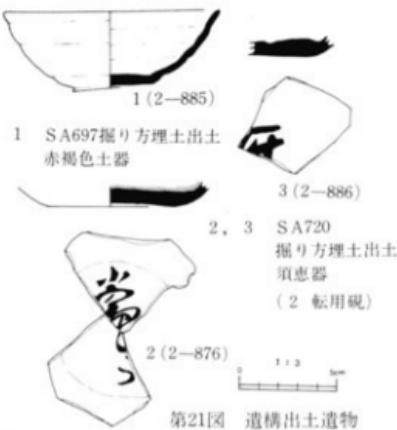


第20図 遺構出土遺物

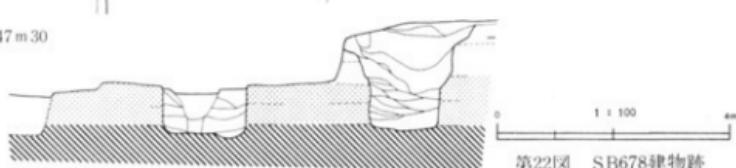
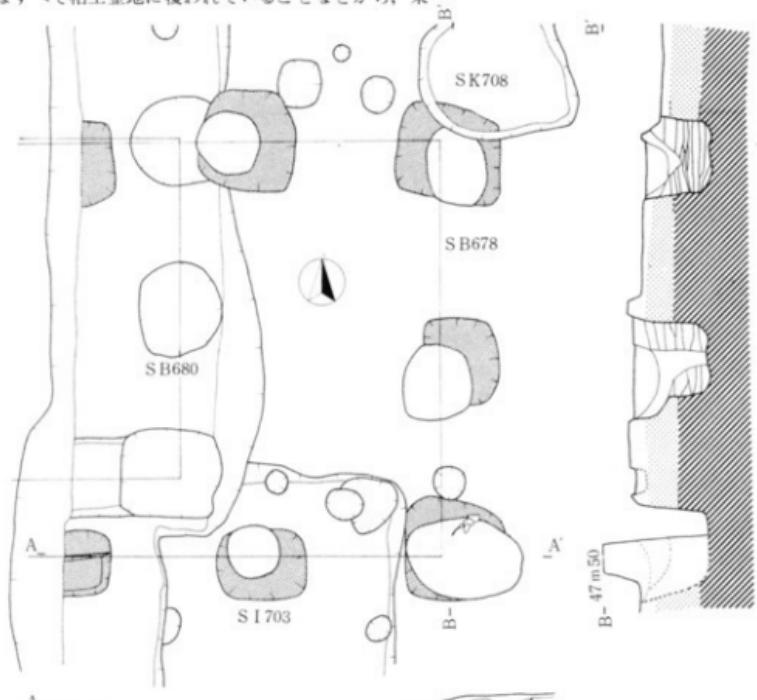
C. 下層検出遺構

SB678A・B建物跡 (第22図、図版7・10)

発掘区西壁付近、中央より北寄りの位置で検出した掘立柱建物跡である。昨年度の第36次調査で南北2間、東西6間以上であること、西から4間に間仕切りのあること、構築は整地に伴うことが判明していた。今次の調査では建物の東梁間を検出し、東西7間であることが確定した。加えて、今次調査検出の掘り方にはいずれも径約1m～1.5mの円形・椭円形の抜き取り穴があり、これが前述の間仕切り以東の掘り方に限られること、抜き取り穴はすべて粘土整地に覆われていることなどから、東



第21図 遺構出土遺物



第22図 SB678建物跡

西7間、南北2間の建物が粘土整地の段階で西4間を残し、東3間の柱を抜き取り、縮少されたものと考えられた。ここでは古い東西7間の建物をS B 678 B、縮少された東西4間の建物をS B 678 Aとした。建物方位は北桁行が東で北に約2°振れる。柱間は東梁間で約3.5mである。

S B 678 抜き取り穴出土

抜き取り穴埋土器から赤褐色土器、須恵器襲片が出土している。

S B 680 建物跡（第7図）

第36次調査で検出した建物跡であるが、掘り方が重複するS B 679建物跡（南北2間、東西5間、東西棟）のため、その規模が確定できなかった。今回の調査で本建物に伴う深さ約30cmの布掘り溝・柱掘り方もS B 679建物跡の東梁間で止まることから、これと同規模の掘立柱建物跡であることが判明した。

S B 731 建物跡（第23図）

発掘区南西部で検出した掘立柱建物跡である。東梁間と考えられる2間のみの検出で、柱間は北から約3m、2.7m、柱痕跡は径約30cmである。掘り方埋土上層には掘り込みを伴う多量の炭化物の充填層があり、その底面には焼面が認められる。東梁間の方位はほぼ真北である。

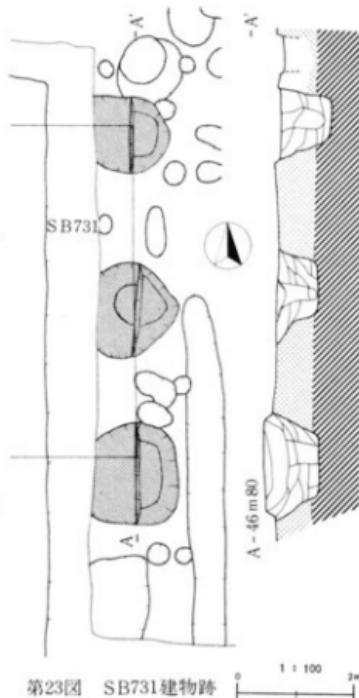
S B 732 建物跡（第7図）

発掘区西、中央よりやや南寄りの位置で検出した。東梁間と考えられる3間のみで、他は発掘区外西にある。確認面の地山飛砂層面では径1.5mの円形の掘り方が幅約60cm~80cmの溝で連続している状況である。柱痕跡は径約45cm、柱間は北から約1.9m、1.8m、1.8mで、柱痕跡には上層のS X 710 焼土遺構の焼土が入りこんでいる。建物方位は東梁間が北で約2°30'西に振れる。

S F 729 A・B 築地場（第7図、図版6・7・15）

昨年度の第36次調査で検出したS F 677 A・B 築地場に連続するものである。第36次調査地からさらに10.5m東にのび、南に直角に屈折している。第36次調査検出分を合わせ、東西確認総長は約40.5m、屈折部からの南北確認総長は約31.5mまで、それ以南では積土は不明である。

基底幅は約1.2m、遺存する高さは最高で約80cm、平均で約40cmで、南に次第に遺存高が低くなる。積土は赤褐色粘土と黑色土、あるいは赤褐色砂を交互に積み上げた、いわゆる版築技法で構築しているが、部分的に軟弱な部分も認められる。また、瓦の破片の混入する積土が



第23図 SB 731 建物跡

あり、一度、崩壊した後に嵩上げしていると考えられ、第36次調査と同様、A・Bの2時期とした。

寄柱は北辺では約2.4m等間であるが、東辺では約2m～2.4mと一定していない。また、東辺の北から8間目以南は大きく築地積土を掘り込んでおり、掘り方の径も約50cmと大きく、その中心間も約1mで、やや狭くなっている。いずれも嵩上げ後の寄柱と考えられ、創建時のものは不明である。

築地塀の中心線は北辺では東で約2°北に振れる方位をとるが、東辺ではほぼ真北方位になる。

東辺の南半では約3m～3.5mの範囲で積手の違いが確認された。

S A 683柱列（第7図）

発掘区西、中央より北寄りの位置で検出した。第36次調査では南北1間、東西3間の掘立柱建物跡と考えられていたが、今次調査で東西7間の目隠塀状の柱列と判明した。S B 679・680建物跡のいずれかに伴うものと考えられる。柱列の方位は東で約2°北に振れる。柱間は、今次調査の2間では西より約2.2m、2.1m（掘り方中心と柱痕跡から計測）である。

S A 720柱列（布掘り溝）（第7図、図版5）

発掘区東壁沿いに検出した幅約30cm～50cmの布掘り溝である。南北確認総長約34m、北側は削平され不明である。S I 704竪穴住居跡から南約3mの位置で東に直角に屈折しており、第33次調査検出のS A 570柱列に連続する。

粘土整地層下の鉄津、フイゴ羽口の出土する炭化物層を除去した段階で確認された。布掘り溝の底面付近では部分的ではあるが約1.5m間隔で径約20cm～30cmのビットを検出しており、柱列と考えた。この状況はS A 570柱列と同様である。

S A 720掘り方出土（第21図、図版23）

須恵器：2は体下端から底部全面にかけて回転ケズリを施しており切り離しは不明である。内面は擦痕、墨痕が認められ転用硯にしている。3は回転ヘラ切りの环で外底部に「厨」の墨書が認められる。

S D 734溝状遺構（第7図）

S B 731建物跡の西で検出した幅約60cmの溝状遺構である。さらに発掘区外南にのびる。深さは未調査で不明である。

S K 713・714土壤（第7図）

東辺築地塀の西で検出した径約50cm、深さ約40cmの土壤である。瓦が充填しており、S K 711・712土壤に類似する。

S K 715土壤（第7図）

北辺築地塀の南、屈折部寄りの位置で検出した約1m四方の不整方形の土壤である。約40cmの深さで、瓦が充填している。

S K 724土壤（第24図、図版16）

発掘区東、中央より北寄りの位置で検出した。上面で南北約2m、東西約2.2m、底面で南北約2.3m、東西約2.5mと底面で広くなる円形の土壙である。深さは約90cmで、壁面および底面には幅15cm程の半円形の跡（鉤）先と考えられる工具の痕跡が明瞭に残っている。

S A 727 ピット群（第7図）

東辺築地塀の西で、築地塀沿いに検出した径約20cm～30cm、深さ約30cmの小振りのピット群である。約2m～3mの間隔で南北一線に並ぶものもあり、築地塀の構築時および補修時の足場穴とも考えられる。

S A 728 ピット群（第7図）

東辺築地塀の東で検出した径約20cm～30cm、深さ約30cmのピットであるが、西側ほど多くはない。

S X 730 瓦敷遺構（第7図、図版8）

発掘区北東で検出した瓦を敷きつめた遺構である。東西約1.2m、南北約9mの範囲で認められ、瓦はいずれも敷きつめ、つき固められた状態で細片となっている。S A 705柱列によって一部掘り上げられている。

S X 733 落ち込み（第7図）

発掘区南西で検出した東西約4mの落ち込みである。未調査であり、性格は不明である。

3) 各層位出土遺物

〈表土層〉（第25図、図版24）

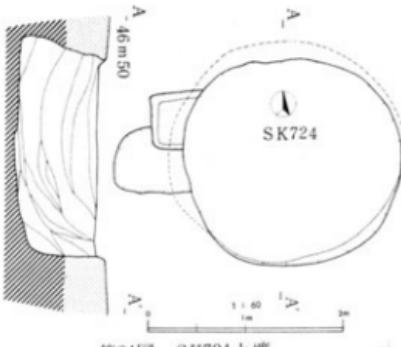
表土・旧耕作土及び護国神社創建時の整地層を含む。

須恵器：1は転用硯として使用された蓋で、回転ヘラ切りのち天井部には回転ケズリを施している。扁平なつまみを付し、その周囲をナデている。2はリング状の凸帯を廻らした長頸壺である。3～5は回転糸切りの环で、いずれも底部外面に墨書がある。3の「厨」以外判読不能である。4、5は内面を転用硯として使用している。

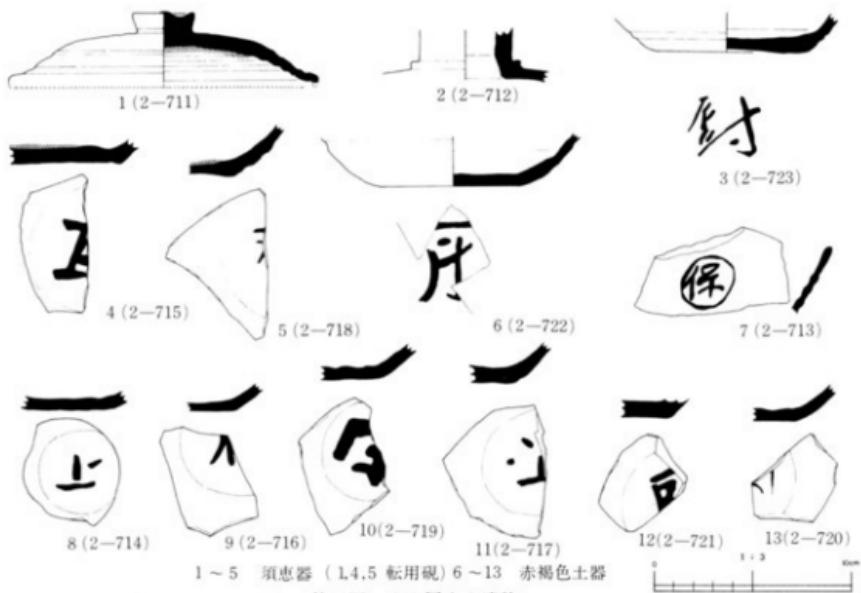
赤褐色土器：すべて环であり、7は体部外面に「日」の墨書がある。6・8～13は回転糸切りで底部外面に墨書が認められる。6は「厨」、8・11は「上」である。

〈黒色砂層〉（第26図、図版25）

遺物包含層の最も上層のもので、赤褐色土器が主体を占める層である。調査地の南半で確認される。



第24図 SK724土壤



第25図 表土層出土遺物

土師器：1は内面にミガキ後、黒色処理を施している台付の皿で、底部の切り離しは回転糸切りである。内面には底部から体部にかけて、漆膜が付着している。器内が厚く重量感がある。2は回転糸切り痕を残す台付環で、内面は丁寧なミガキ後、黒色処理がなされている。

須恵器：3・10は回転糸切りの環で、3は体部外面に「友」の墨書、10は底部外面に判読不能の墨書がみられる、転用硯である。

赤褐色土器：いずれも回転糸切りの环あるいは皿形を呈している。9・11は底部外面に判読不能の墨書がみられる。4・6は転用硯として使用されている。

硯：13は方形の脚をもつ風字硯で、歪みが大きい。

土製品：14は土玉で、表面を磨いている。

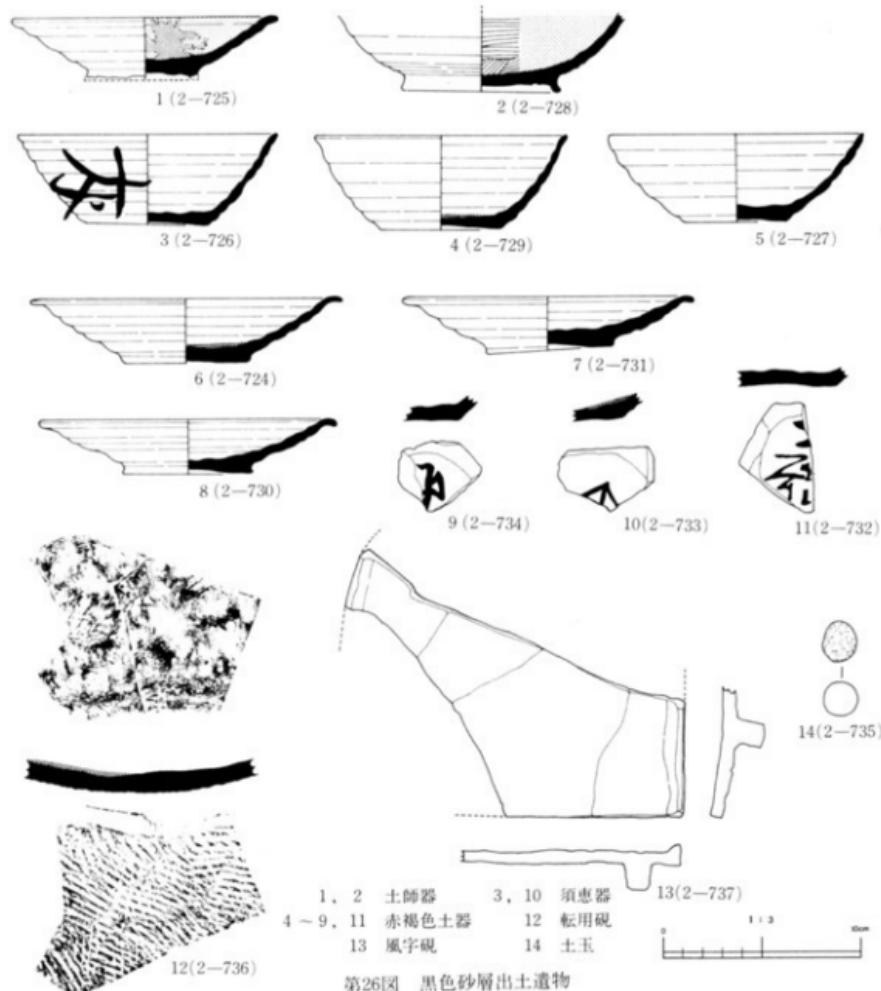
〈褐色砂層〉（第27・28図、図版26・27）

遺構が確認される最上層で、S A 697・698等の布掘り、柱列が検出されている。

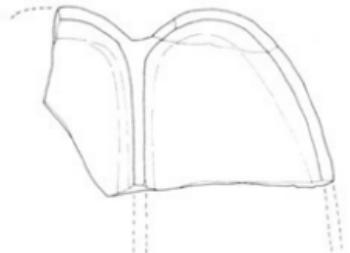
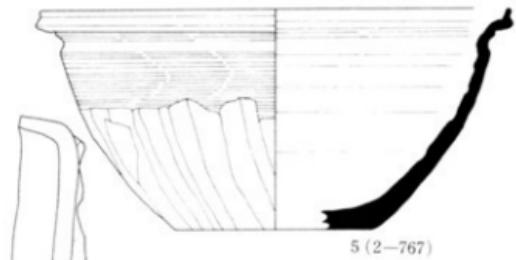
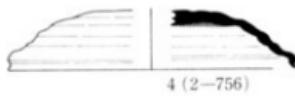
須恵器：1・2は回転ヘラ切りのち底部周縁をナデている環で、1は底部と体部の境が明瞭でない。3は天井部を不定方向にナデしている蓋で、小さなつまみが付く。4はつまみを欠くが、天井部をナデしている蓋で、1～4いずれも転用硯として使用されている。5は鉢形土器で、外側は体部上半から中央部まで顕著なロクロ痕、下半部には上→下方向に手持ちケズリが施されている。底部にも手持ちのケズリがみられる。内面は椭円形に擦痕と墨痕が認められ、転用硯として使用している。

赤褐色土器：7・8・10～16は壺・皿で、底部が遺存するものは、回転糸切りである。14・16は「厨」の墨書が底部外面に認められるが、他は判読不能である。9は天井部を回転ケズリ後、ナデている蓋で、天井部から体部にかけて「用？」の墨書がみられる。7・9は内面をナデしており、すべすべしている。

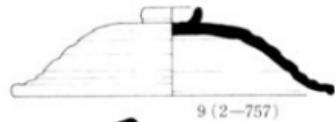
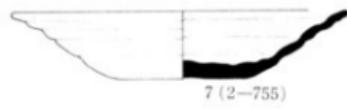
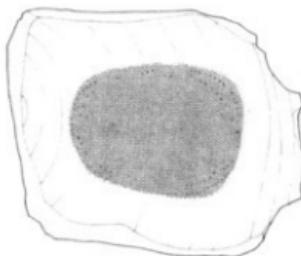
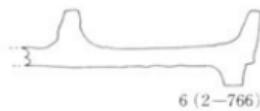
観：6は脚付の風字二面鏡で、外堤の上面から下を手持ちケズリ、下面是ナデつけている。右面を墨、左面を赤色顔料（ベンガラ）に使用している。



第26図 黒色砂層出土遺物



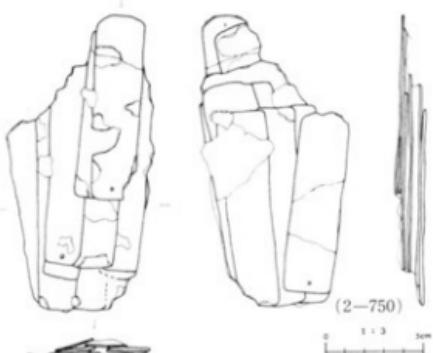
1 ~ 5 須慮器・転用硯 6 風字硯
7 ~ 16 赤褐色土器



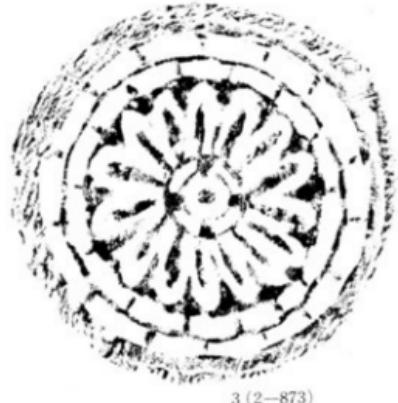
鉄製品：9枚程の薄い鉄板が重なった状態で出土しており、小札と考案される。長さ9～10cm、幅2～2.8cmを測る。鏽の付着が著しく、細部については不明であるが、長辺端中央に小孔をもつ。形状は長方形を基調としているが、一方の端部が隅丸状となっている。

〈灰褐色砂層・赤褐色砂質土〉（第29図、図版27）

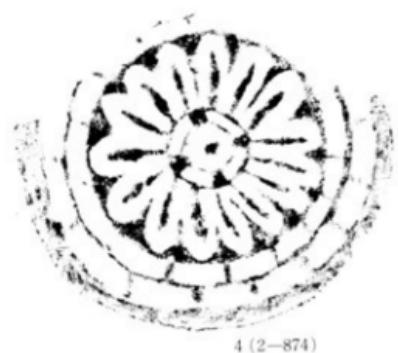
褐色砂層と粘土整地層の間層で、S A 705柱



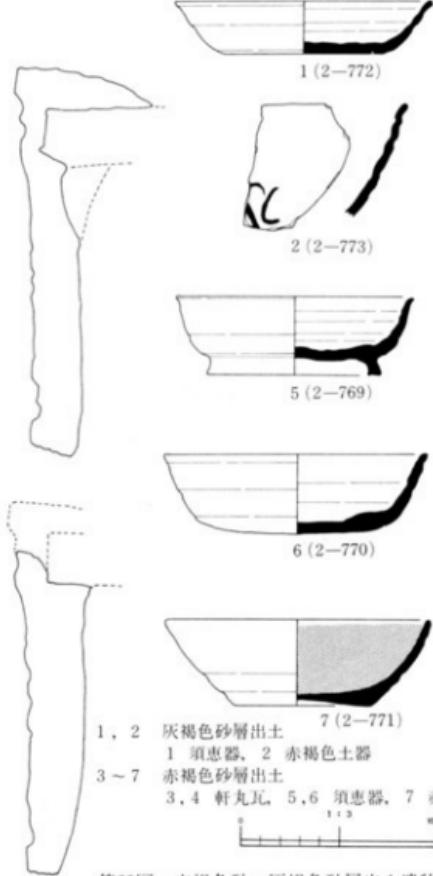
第28図 褐色砂層出土鉄製品



3 (2-873)



4 (2-874)



第29図 赤褐色砂・灰褐色砂層出土遺物

列掘り方を覆っている。

○灰褐色砂層

須恵器：1は回転ヘラ切りの壺で、口径に比し器高が小さい。

赤褐色土器：2は体部外面に墨書を有する壺で、「水」とも判読できる。

○赤褐色砂質土

須恵器：5は回転ヘラ切りのち高台を付した壺で、小石粒を多く含み器面がザラザラしている。

6は回転ヘラ切りの壺で、胎土に雲母を含む小石粒が多い。生焼け状態のものと思われ、色調が黄褐色を呈している。

赤褐色土器：7は回転糸切りの壺で、外面は火熱を受けもろくなっている。内面には漆が薄く貼りついている。

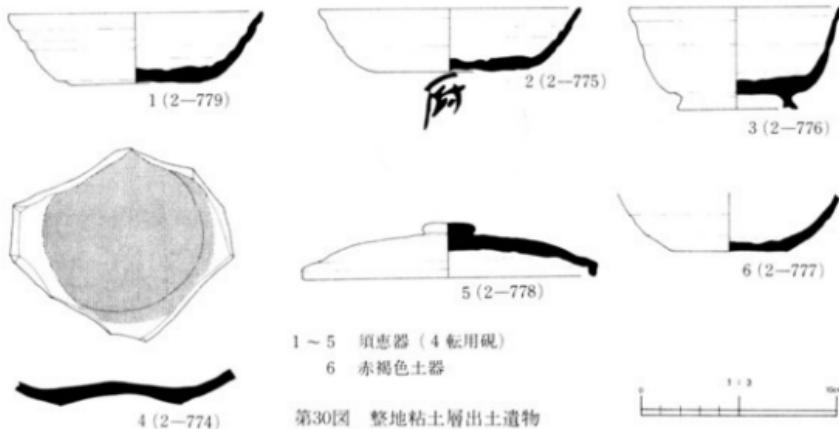
瓦：3・4は同范の軒丸瓦である。15葉細弁蓮華文で、囲帯を廻らした中房には、1+4の蓮子がある。内区と外区の二重の蓮珠は蓮弁と同数である。

〈整地粘土層〉（第30図、図版28）

築地崩壊後に東辺築地の東・西側を整地する粘土層で、東では鉄滓を含む炭化物層を覆っている。また、この層の上下で遺構が明確に分類できる。

須恵器：1は回転糸切り無調整で黄褐色を呈する。2は回転ヘラ切り無調整で、外底面に「厨」の墨書が認められる。3は回転ヘラ切りの後、台を付す。4は回転糸切り無調整である。内面は擦痕と墨痕が認められ、転用硯としている。5はボタン状のつまみを有する灰白色の蓋で、頂部から肩部にかけて回転ケズリが施される。切り離しは不明。

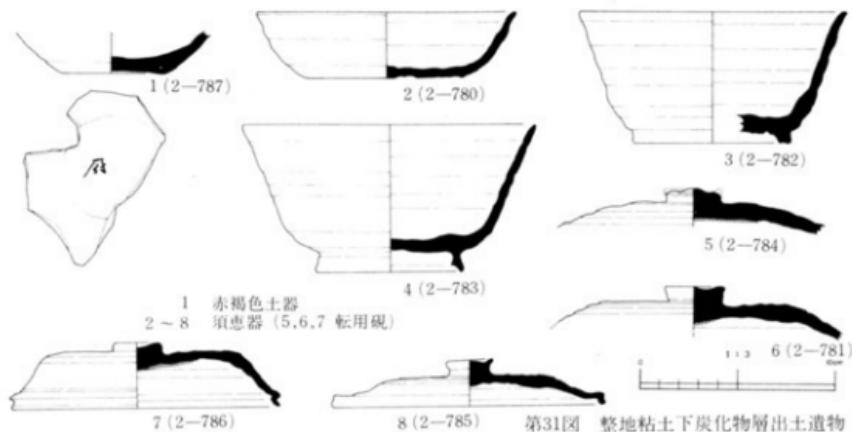
赤褐色土器：6は回転糸切り後、体下端部に回転ケズリを施す。内面はナデで滑らかである。



1～5 須恵器（4 転用硯）

6 赤褐色土器

第30図 整地粘土層出土遺物



第31図 整地粘土下炭化物層出土遺物

〈整地層下炭化物層〉(第31図、図版28)

東辺染地の東側に存する。鉄津を含む層である。

須恵器: 2は回転ヘラ切り無調整である。灰青色を呈し、焼成はきわめて良好である。3・4は回転ヘラ切りの後、台を付す。3は外面が黒青色を呈し、内外面数ヶ所に焼き膨れが認められる。5～8は扁平なツマミを有し、頂部から肩部にかけてケズリとナデ(8)を施した蓋である。5～7は内面に擦痕、墨痕が認められ転用硯としている。7は身受部が短かく外方に張り出す特徴がある。

赤褐色土器: 1は回転糸切りの後、体下端部に回転ケズリを施す。外底面に「厨」の墨書が認められる。



1 (2-751)

1:2 5cm

〈黄褐色砂層〉(第32図、図版29)



1 (2-798)・須恵器
転用硯



2 (2-799)・円面硯

1:2 5cm

1 須恵器

2 鉄製品

2 (2-768)

第32図 黄褐色砂層出土遺物

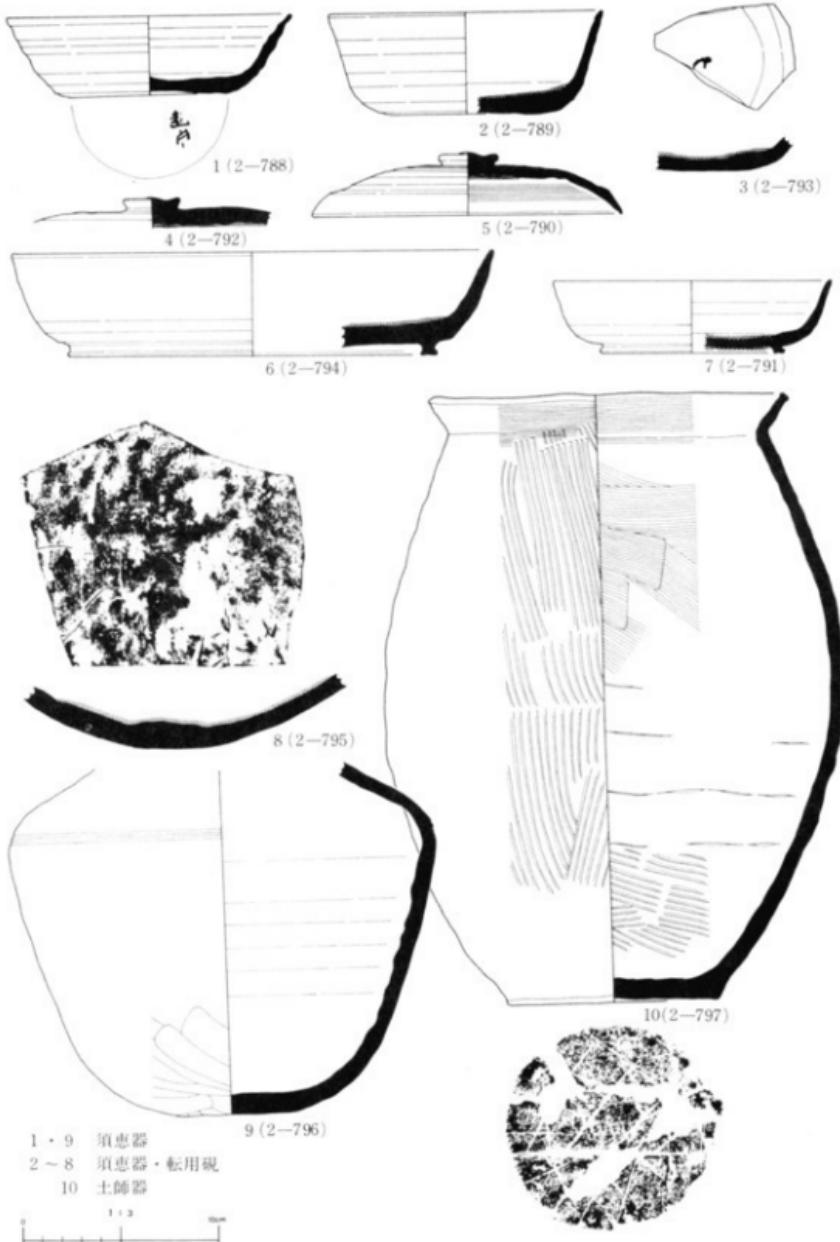
染地崩壊土直上の土層である。

須恵器: 1は回転ヘラ切りである。色調は赤褐色を呈すが、須恵器の生焼けと考えられる。内部に漆紙が遺存していたが赤外線テレビカメラで観察した結果、文字は認められなかった。

鉄製品: 刀子状製品であるが、刃部と思われる断面形は方形を呈しており、性格は不明である。

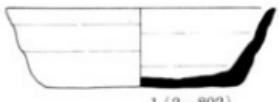
第33図 染地崩壊土出土遺物

〈染地崩壊土〉(第33図、図版29)



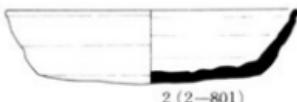
第34図 漆地崩壊瓦層出土遺物

須恵器：1は扁平なつまみを有し、頂部から肩部にかけて回転ケズリを施した蓋である。内面は擦痕と墨痕が認められ転用硯としている。切り離しは静止糸切りである。



1 (2-802)

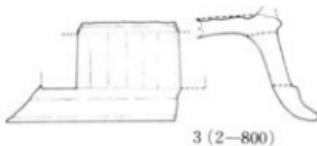
硯：体(脚)部に透し窓が四ヶ所ある円面硯と思われる。内堤の有無については不明。



2 (2-801)

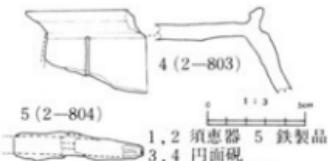
〈築地崩壊瓦層〉（第34図、図版29・30）

土師器：頸部が「く」字状に曲折し、口唇部は外方に平坦面を作り出し、底部は木葉痕である。内外とも縦横のカキ目が施される。



3 (2-800)

須恵器：1は回転ヘラ切りの後に底部周縁に回転ケズリを施す。外底面に「雉申」の墨書が認められる。2は回転糸切りの後に底部周縁に回転ケズリを施す。内面に墨痕が認められるが、擦痕は不明である。3は回転ヘラ切りで二次調整は認められない。外底面に墨痕が認められるが判読不能。転用硯である。4・5は扁平なつまみを有し、天井部に回転ケズリを施す。4は内面をベンガラ用の転用硯としている。6・7は台付环の転用硯である。7は内外面を使用している。8は甕体部内面を転用硯としている。9は丸底風の壺で、体下端から底面にかけて斜方向の手持ちケズリを施す。肩部に緑色の自然釉が認められる。



第35図 崩壊瓦下層出土遺物

1, 2 須恵器 5 鉄製品
3, 4 円面硯

〈築地崩壊瓦下層〉（第35図、図版30）

須恵器：1・2は回転ヘラ切り無調整である。1は色調が白橙色で胎土に砂粒を多く含み、焼成もきわめて不良で一見土師器の感じである。2は内面に多くの墨痕が認められるが、擦痕はなく転用硯とは考えられない。

硯：3・4は体部に透し窓と縦方向の沈線を配した円面硯である。4は海・陸の区分けが認められない。

鉄製品：5は表面が鉄、その内側が木質部、さらに木質部内に径2mm程の鉄材があり、その鉄材には細いヒモをラセン状に巻き付けてある。性格は不明。

墨書土器

第38次調査で出土した墨書土器は表III・IVの如くである。

表III・IV 第38次出土墨書土器一覧表

番号	通し番号	図版番号	器種	調整技法	切り離し	色調	墨書部位	出土層位	備考
1	2-749	10-1	土師器 (台付坏)	台周辺部ナデ	糸切り	淡褐色	底 部	S X735	「○」(記号か)
2	2-740	10-8	赤褐色土器		"	"	体 部	"	厨
3	2-806	14-2	須恵器(蓋)	天井部回転ケズリ	不明	灰白色	天井 部	S I703 炭化物層上層	□
4	2-821	14-6	赤褐色土器		糸切り	赤褐色	底 部	"	厨
5	2-823	14-7	" (蓋)		不明	"	天井 部	"	厨
6	2-805	14-8	" (蓋)		"	"	"	"	赤の習書
7	2-825	14-9	"		糸切り	"	底 部	"	厨
8	2-807	14-15	土師器		不明	浅黃橙色	体 部	S I703 炭化物層下層	□
9	2-808	14-16	(台付坏)	台周辺部回転ケズリ	糸切り	"	底 部	"	厨
10	2-813	14-21	赤褐色土器		"	"	"	"	厨
11	2-810	14-22	"		"	赤褐色	"	"	厨
12	2-832	15-24	"		"	"	"	"	厨上
13	2-831	15-25	"		"	"	"	"	上
14	2-829	15-29	"		"	"	"	S I703床面	厨
15	2-841	17-4	"		不明	"	体 部	S I704	□
16	2-840	17-7	"		糸切り	"	底 部	"	至→至
17	2-848	17-8	"		"	"	"	"	上
18	2-838	17-9	"		"	"	体 部	"	子□〔九ヵ〕
19	2-837	17-10	"		"	"	底 部	"	厨
20	2-849	17-15	須恵器(蓋)	天井部回転ケズリ	不明	灰青色	つまみ部	S I704 下層埋土	「二」
21	2-865	18-28	赤褐色土器		糸切り	赤褐色	底 部	"	「、」
22	2-857	19-35	"		"	"	"	" (床)	厨
23	2-858	19-37	(台付坏)		"	"	"	" (")	厨
24	2-882	20-2	須恵器	ヘラ切り	灰白色	"	"	S A698 掘り方理土	□□
25	2-883	20-3	赤褐色土器		糸切り	暗赤褐色	"	S A700A・B 掘り方理土	□
26	2-887	20-4	"		"	赤褐色	体 部	S A705 掘り方理土	□□(或カ)転用硯
27	2-881	20-6	(台付坏)	底部ナデ	不明	"	底 部	S B696 掘り方理土	□ (記号カ)
28	2-879	20-7	"		糸切り	"	体 部	S B701・702 掘り方理土	□ [七ヵ]
29	2-876	21-2	須恵器	体部下端底部回転ケズリ	不明	灰白色	底 部	S A720 掘り方理土	□□□ 転用硯
30	2-886	21-3	"		ヘラ切り	灰青色	"	"	□ (厨カ)
31	2-723	25-3	須恵器		糸切り	黄褐色	"	表 土	厨
32	2-715	25-4	"		"	灰青色	"	"	□ 転用硯
33	2-718	25-5	"		"	灰白色	"	"	□ 転用硯
34	2-722	25-6	赤褐色土器		"	赤褐色	"	"	厨
35	2-713	25-7	"		不明	"	体 部	"	⑩
36	2-714	25-8	"		糸切り	赤褐色	底 部	"	上
37	2-716	25-9	"		"	"	"	"	□
38	2-719	25-10	"		"	"	"	"	□
39	2-717	25-11	"		"	"	"	"	□ [上カ]
40	2-721	25-12	"		"	橙 色	"	"	□
41	2-720	25-13	"		"	淡黄色	"	"	□
42	2-726	26-3	須恵器		"	灰青色	体 部	黑色砂	友
43	2-734	26-9	赤褐色土器		"	赤褐色	底 部	"	□
44	2-733	26-10	須恵器		"	灰白色	"	"	□ 転用硯

45	2-732	26-11	赤褐色土器		糸切り	赤褐色	底 部	黒色砂	□□
46	2-757	27-9	〃(蓋)		不明	〃	体 部	褐色砂	□〔用カ〕
47	2-763	27-10	〃		〃	〃	〃	〃	□□
48	2-764	27-11	〃		〃	〃	〃	〃	□
49	2-753	27-12	〃		糸切り	〃	底 部	〃	□
50	2-752	27-13	〃		〃	〃	〃	〃	□
51	2-765	27-14	〃		不明	〃	体 部	〃	厨
52	2-762	27-15	〃		糸切り	〃	底 部	〃	□
53	2-758	27-16	〃		〃	淡褐色	〃	〃	厨
54	2-773	29-2	〃		不明	赤褐色	体 部	灰褐色砂	□〔木カ〕
55	2-775	30-2	須 慈 器		ヘラ切り	黄灰白色	底 部	整地粘土層	厨
56	2-787	31-1	赤褐色土器	体部下端回転ケズリ	糸切り	橙 色	〃	整地粘土層下 炭化物層	厨
57	2-788	34-1	須 慈 器	底部回転ケズリ	ヘラ切り	灰青色	〃	塗地崩壊記層	雜申
58	2-793	34-3	〃	底部ナデ (ミガキ状)	〃	黄灰白色	〃	〃	□ 転用硯

4) 第38次調査出土漆紙文書

(平 川 南)

(一) 索文

- | | |
|---|---|
| 事 | <input type="checkbox"/> <small>カイ</small> |
| 面 | <input type="checkbox"/> <small>マカ</small> |
| 以 | <input type="checkbox"/> <small>イ</small> |
| 今 | <input type="checkbox"/> <small>コトニ</small> |

(二) 形状

二つ折りの状態で、復元的に展開してみると、最大横長は11.3cmである。漆の付着も厚く、遺存状態は良好で、小さな断片ながら墨痕はきわめて鮮明で、残画も含めて、10文字確認できる。



第38次調査出土漆紙文書

(二) 内容

現状では、三行認められるが、一行目と二行目の行間は折りたたまれた部分を勘案すると、約3.5cm、二行目と三行目の行間は約1.8cmをはかる。

文書の内容は明らかではないが、当時の書式に照らしていえば、二行目・三行目は文末部分にあたり、一行目は内容を記載した部分と考えられる。したがって、さきにみた一行目と二行目との行間が3.5cmで、二~三行目の行間の倍に近い事実は、この部分が内容ゆえに、文字の配りは一定せず、現状では見えないが、おそらく上部にもう一行存在すると想定することが可能である。

また、□□郡司は解文等の昌頭の差出書ではないので、郡司の上の二文字の残画は地名に限らない。そして、残画を改めてよく観察すると、二字目は明らかに「藉」=籍と判断でき、一字目は一画しかないが、文字の特徴と「藉」との関連から「戸」とほぼ断定してよいのではないか。

以上のような書式に加えて整然とした楷書体であることから判断して、正式な公文書とみて間違いないであろう。書風は8世紀半ばと判断できる。

なお、本文書には紙背文書の存在が確認できるが、表文書と一部重なっているので、現状では詳しく調べることができない。

（本資料は、S A 699柱列の北から4番目の掘り方内から出土したものであるが、後世に）
（撹乱を受けており、この掘り方に伴うか否かは不明である。）

5) まとめ

今次調査では昨年度の第36次調査結果で問題点として残った以下の二つの大きな調査課題があった。

①：政府域を区画すると考えられる東西確認総長約30mの築地塀・柱列が北辺と南辺のどちらを構成する区画施設であるのか。

②：築地塀崩壊後の区画施設と考えられ、平行して3列に並び東西にのびる柱列は、各々、時期の異なる一本柱列であるのか、複廊状に3列が同時に構築されたものか、それとも一本柱列に掘立柱建物が取りつくものであるのか。

以上、2点の調査課題であったが、これは政府域の遺構変遷と年代を究明する上で重要な問題点であった。ちなみに、第36次調査では東西にのびる区画施設の南で8棟の掘立柱建物跡を検出し、検出層位、重複関係から6期の建物変遷を考えている。

今次の調査結果から①については第36次調査検出築地塀から東に、さらに約10.5mで直角に南に屈折して東辺を区画していることが確認され、北辺の築地塀・柱列であることが判明した。したがって、本調査地西に隣接する第36次調査地の大半は政府域の内部に位置するものである。

②については内構列としたS A 707柱列を検出するため国営調査でトレンチを設定しており、3列の柱列の掘り方を明確に層位的に把握することができなかった。しかし、東辺でも3列で平行す

ることから、すくなくとも一本柱に建物跡が取りつくものでないことは確実である。また、3列の柱列は柱痕跡が不明であるが、柱位置を掘り方の中心にもとめると各柱列間がS A 705と706で約2.5m、S A 706と707が約3mで外側がやや狭くなること、各柱列が整地層上から掘り込まれているものの、北辺の土層観察ではS A 707が固い版築状の整地を掘り込んでおり、この整地がS A 705、706付近まで至らないことから、各々時期の異なる柱列と推定された。ただ、屈折部で約3.6m等間の柱間が3列の間隔に合致するように約2.5m、3mと狭くなり、意識的に3列の平行関係と間隔の維持を保っている状況がみられ、3列の同時存在も完全に否定できないものと考えられる。

次に今次調査の課題と関連して検出遺構を確認面毎にみてみる。平行する3列の柱列と重複して、これより新しい時期の柱列や木塀と考えられる布掘り溝を検出している。そのうち、検出面の異なるS A 697、698、699は整地層上層の褐色砂層からの掘り込みである。S A 697にはS B 696 A・Bが伴い、さらに南にのびるが北辺は検出していない。S A 698、699はいずれも柱筋が北で約3°～3°30'西に振れる方位であるが、その新旧関係、および性格については不明である。

粘土整地面の検出遺構としては、前述の平行する3列の柱列、S A 705、706、707の他に705、706と重複しそれより新しいS A 700 A・Bがある。しかし、このS A 700 A・Bも北辺では認められず、政府城全体を囲むものか今後の調査課題である。

建物跡ではS B 701、702、712があり、いずれも東西2間、南北3間の建物である。S A 705と柱筋に建物の棟通りの一致するS B 701が、同様にS A 706とS B 712が伴うものと考えられる。S A 707はその延長上のS A 718、S D 719に連続し、S A 718はくぐり戸様の施設と推定された。しかし、これも今後の周辺の調査でさらに明確にしてゆく必要がある。

竪穴住居跡S I 703、704は政府城東辺の区画施設の内外という相違のあるものの規模および、カマドが検出していないこと、出土遺物、埋土の状況など類似するものであり、同時期の可能性がある。

これら、粘土整地面検出の遺構は掘り方埋土や、床面からすべて赤褐色土器が出土している。

粘土整地下層では政府城の区画施設であるS F 729 A・B、政府東辺外の隣接地域を区画するS A 720、建物跡としてはS B 678 B、731、732、S B 679、680のいずれかの目隠塀と考えられるS A 683などを検出した。

S B 678 Bについては昨年の第36次調査では1時期の建物としたが、南北2間、東西7間の建物が、粘土整地時に東西4間に縮少されたものと考えられ、政府城の建物の変遷はしたがって7期と推定された。

以上、本次調査の検出遺構の概要について述べてきたが、政府城を区画する明確な遺構としては、築地塀が2時期、柱列が3時期、計5期の変遷が推定される。また、区画施設としては確定できなかつたが、S A 697を加えると6期が考えられる。

これら、区画施設、建物の変遷は政府城全体として検討する必要があり、今後の調査でさらにその詳細を明らかにしてゆきたい。



図版1 秋田城跡航空写真



A・B グリッド(南から)



C グリッド(南から)



D グリッド(南から)

第37次調査地



E グリッド(南から)

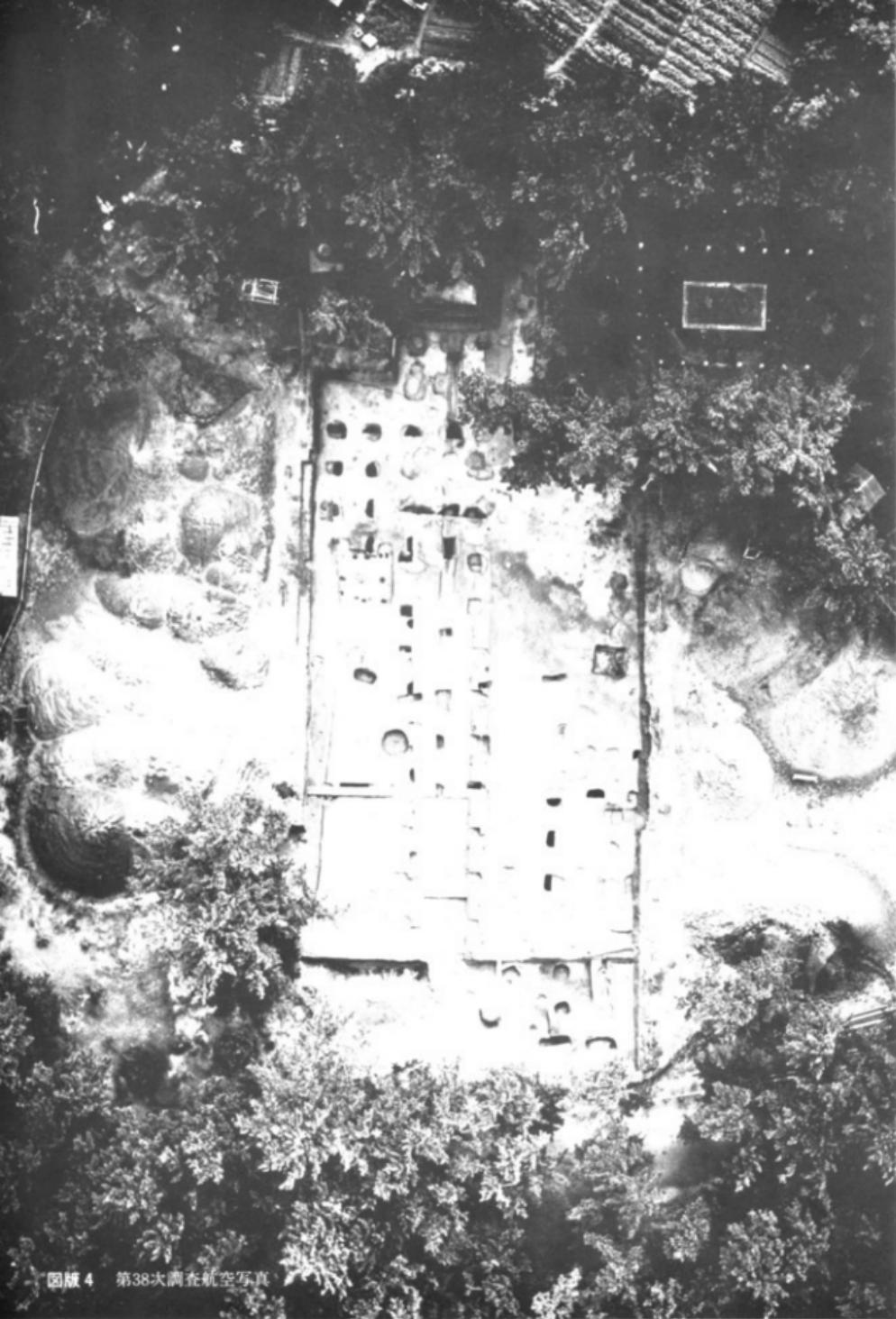


F グリッド(南から)



F グリッド
遺物出土状況

第37次調査地



図版 4 第38次調査航空写真



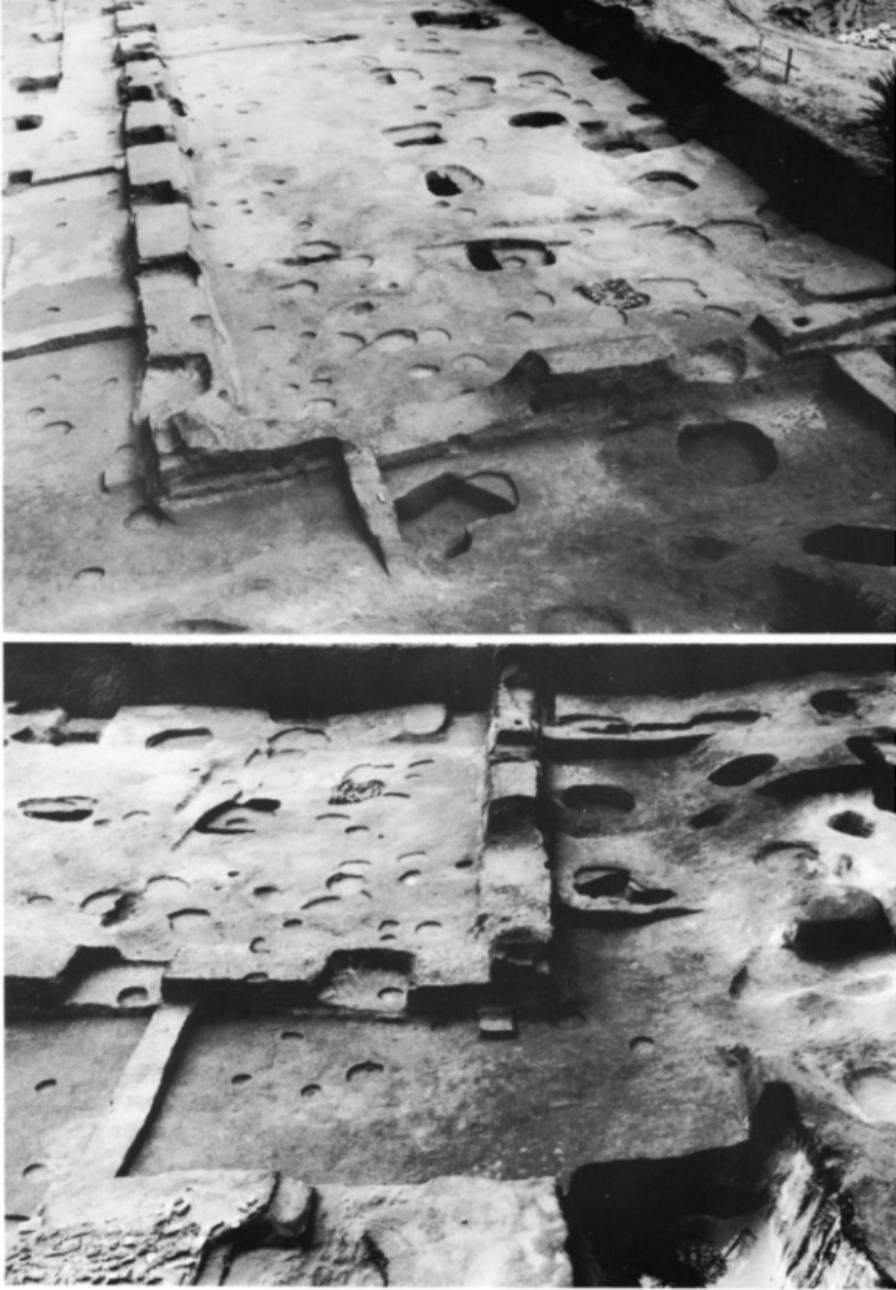
図版5 上 SA705、706、707柱列、SA697布掘り溝(南から)

下 SA705、706、707柱列、SA697、SA720布掘り溝
(南から)



図版 6 上 SF729A・B 築地(南から)

下 SF729A・B 築地(北から)



図版7 上 SF729 A・B 築地・SB678 B 建物跡(北から)

下 SB678 B 建物跡・SF729 A・B 築地(東から)



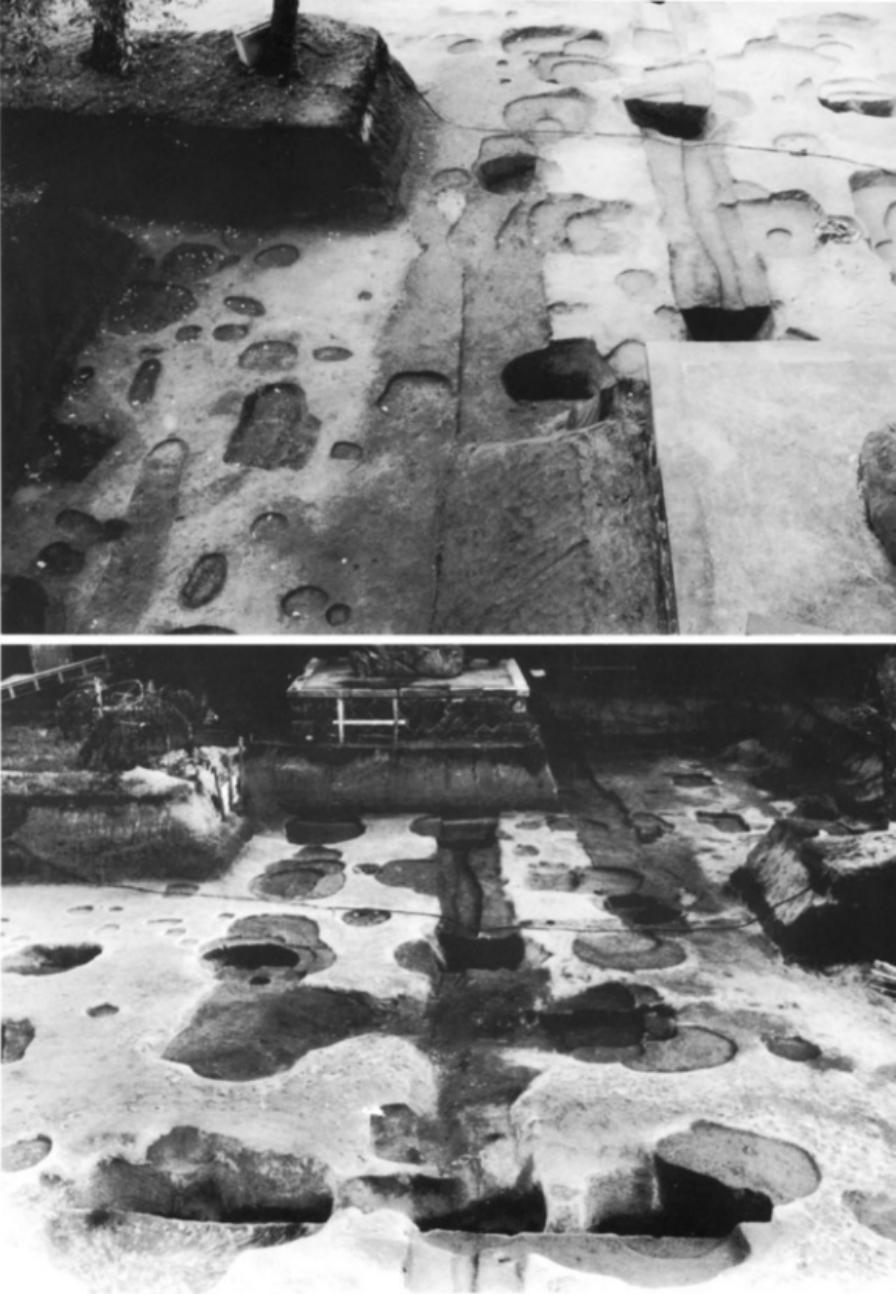
SA705柱列とSX730
瓦敷遺構(南から)



同上



同上(北西から)



図版9 上 SD719布掘り溝(南から)

下 SB696A・B、SB717建物跡(北から)



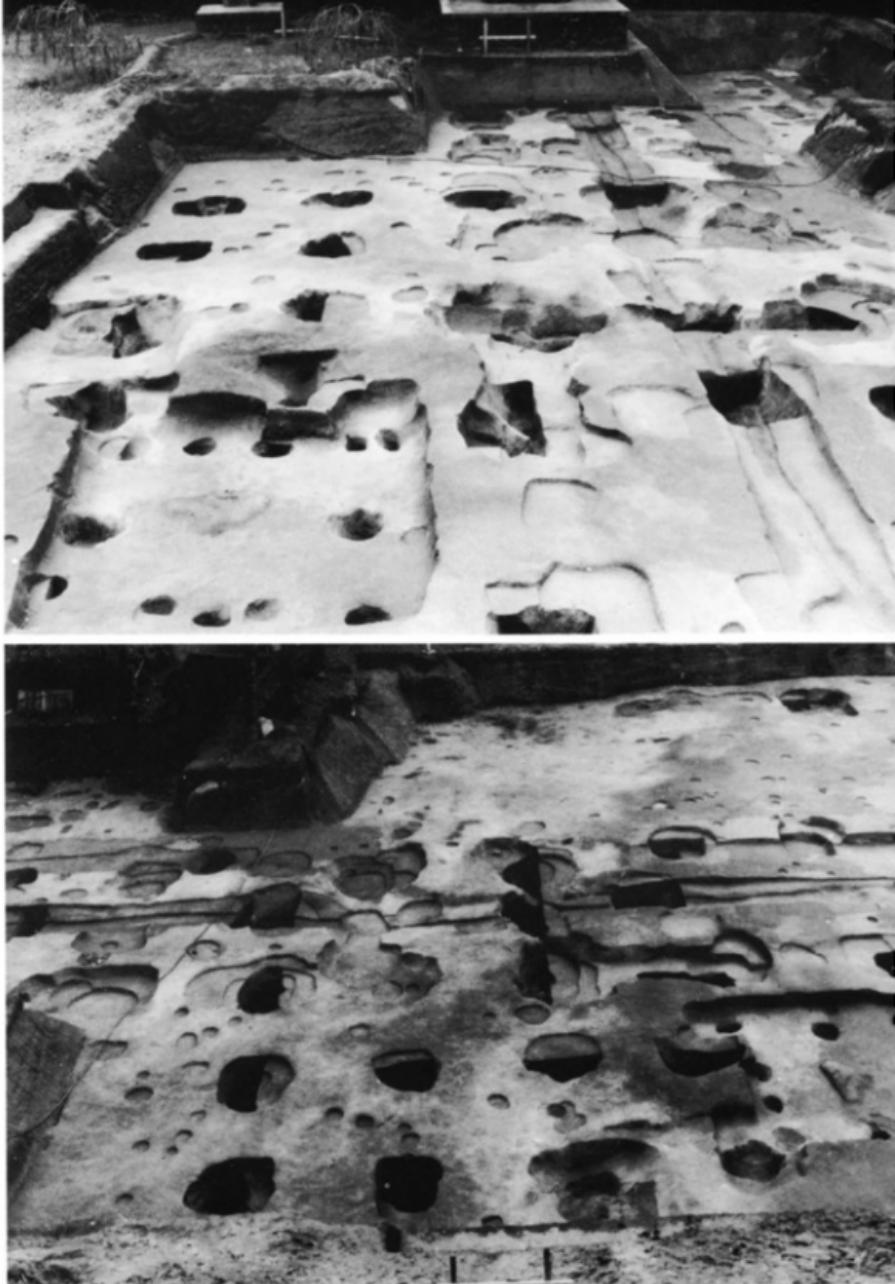
SB678 B 建物跡
(東から)



同上掘り方断面



同上掘り方断面



図版11 上 SI704住居跡とSB701、702建物跡(北から)

下 SB701、702建物跡(東から)



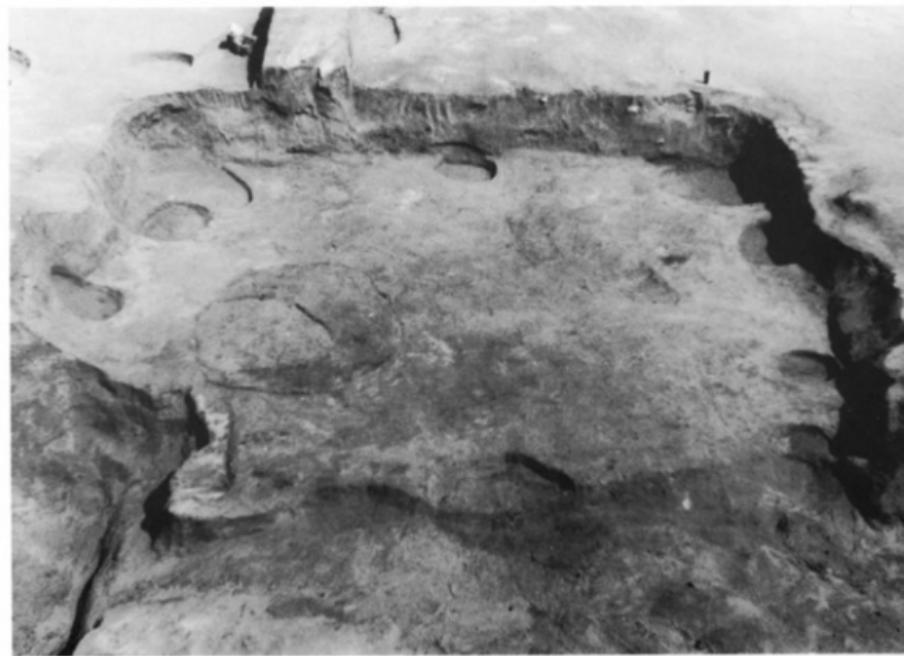
SB701、702掘り方断面



SA697布掘り断面



北辺塗地北側瓦出土状況
(西から)



図版13 上 SI 703住居跡遺物出土状況(南から)

下 SI 703住居跡(西から)



図版14 上 S I 704住居跡遺物出土状況(西から)

下 S I 704住居跡(南から)



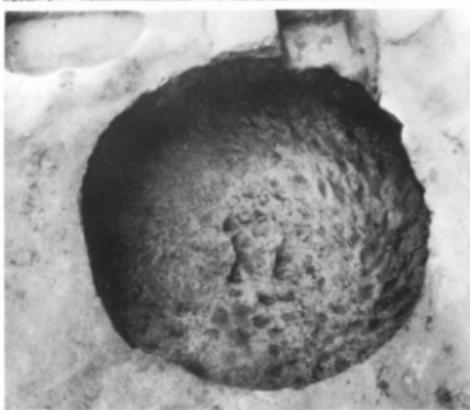
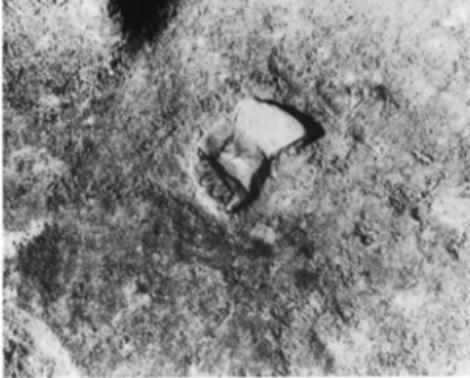
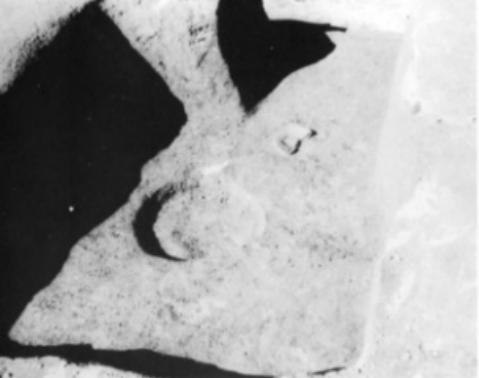
SF729 A・B 築地断面



SF729 A・B 築地と
SA699、707柱列
(東から)



SA699、707掘り方
断面



SA707掘り方内 軒丸瓦出土状況	左 同
SK721土壤	SK724土壤
漆紙出土状況 (文字はない)	



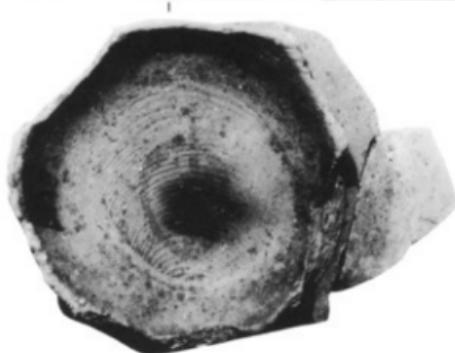
1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11

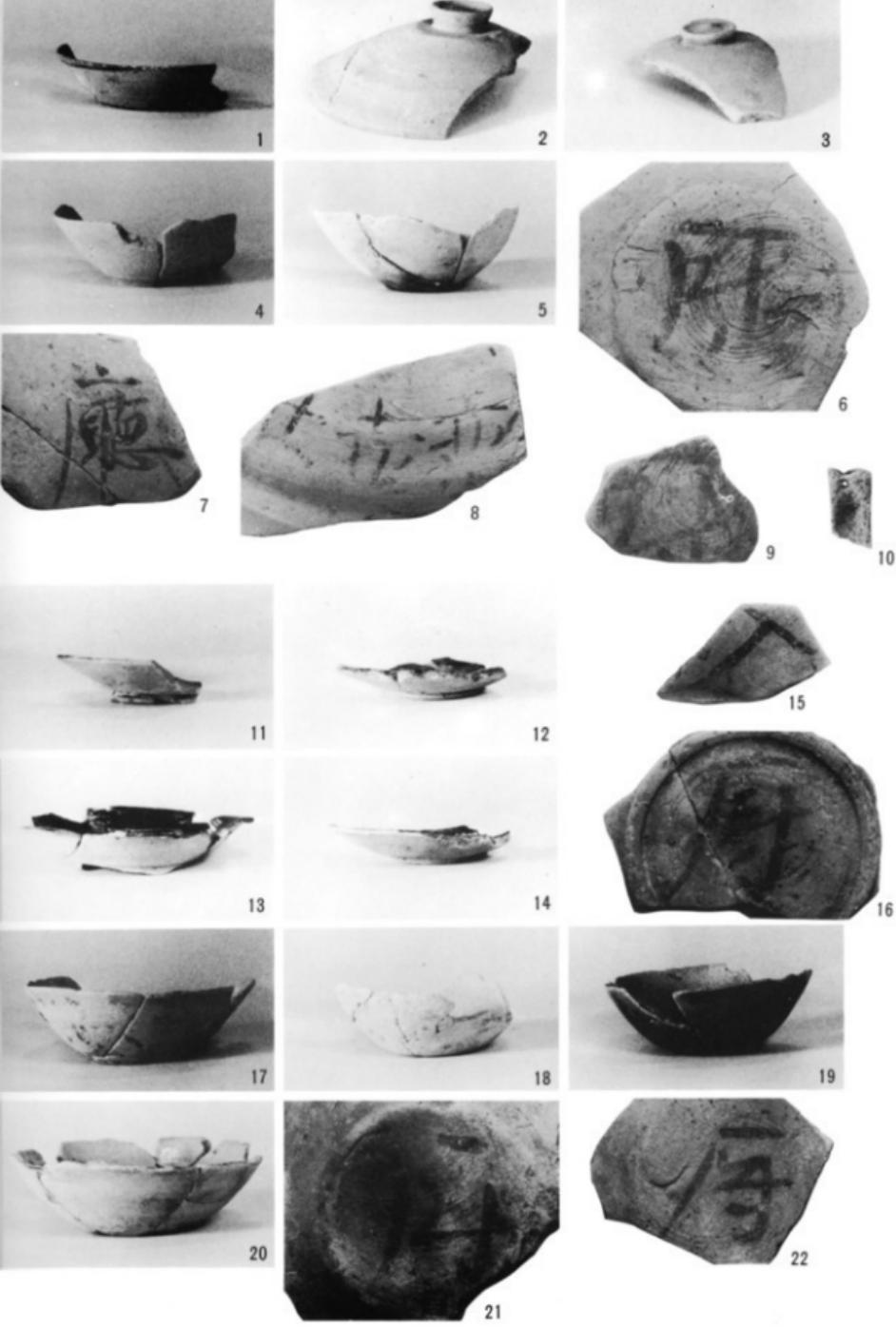


12



13

図版17 第38次調査出土遺物 1~13 SX 735 (13 アスファルト塊)



図版18 第38次調査出土遺物 1~10 SI 703炭化物層上層

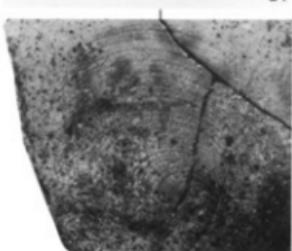
11~22 SI 703炭化物層下層



23



24



25



26



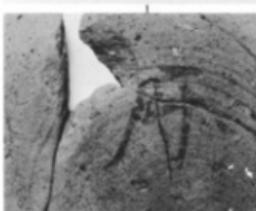
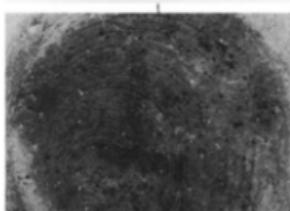
27



25



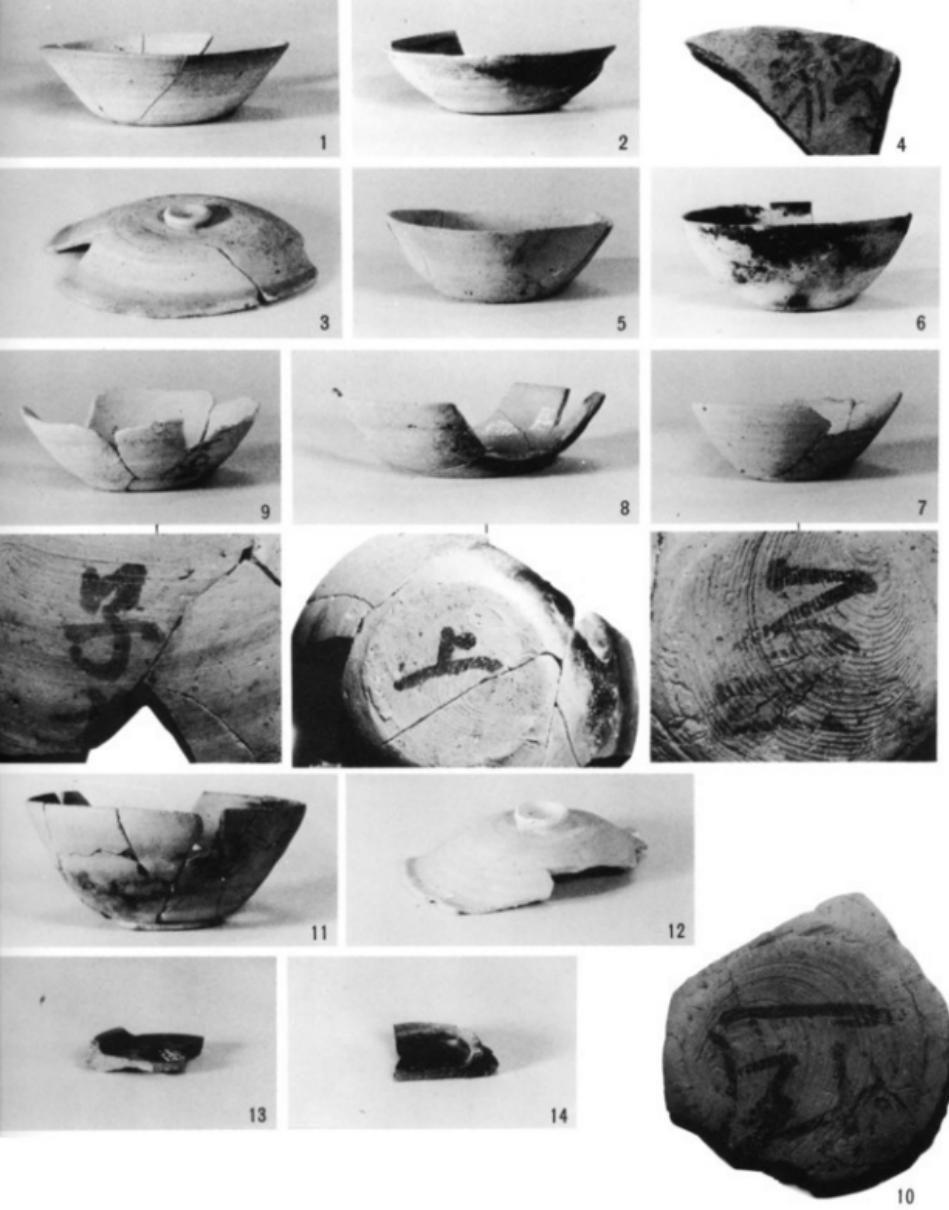
29



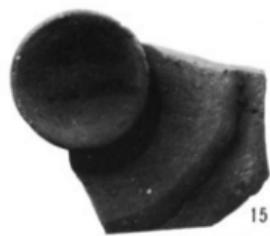
28

第38次調査出土遺物

- 23~26 S I 703
炭化物層下層
27・28 S I 703
炭化物層上層
29 S I 703床面



図版20 第38次調査出土遺物1~14 S I 704埋土上層



15



16



17



18



20



19



21



22



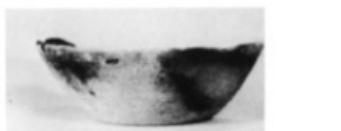
23



24



25



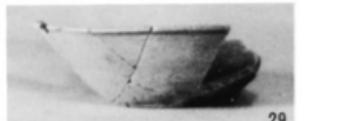
26



27



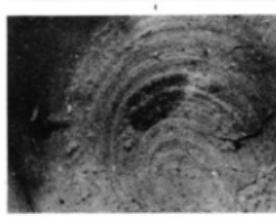
28



29



30



31

圖版21 第38次調查出土遺物 15~21 S I 704上層埋土

22~31 S I 704下層埋土



32



33



34



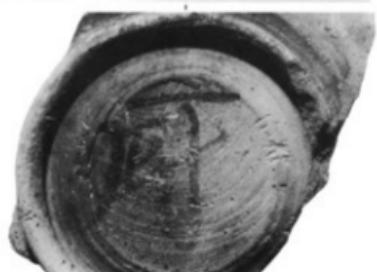
35



36



37



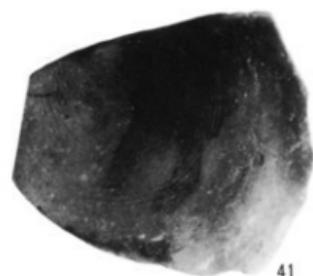
38



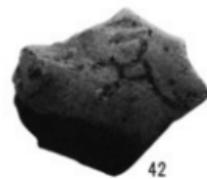
39



40



41



42

図版22 第38次調査出土遺物 32~38 S I 704床面

39 SA699掘り方埋土 40 SA698掘り方埋土

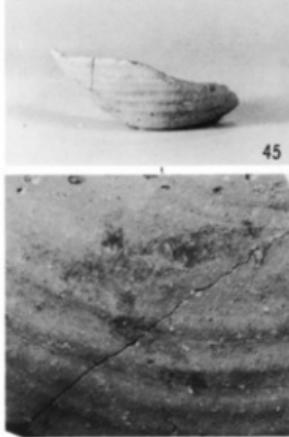
41 SA700 A B掘り方埋土 42 SA705掘り方埋土



43



44



45



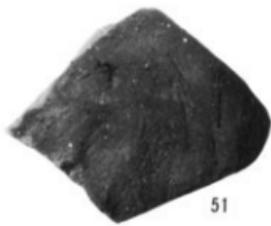
46



47



48

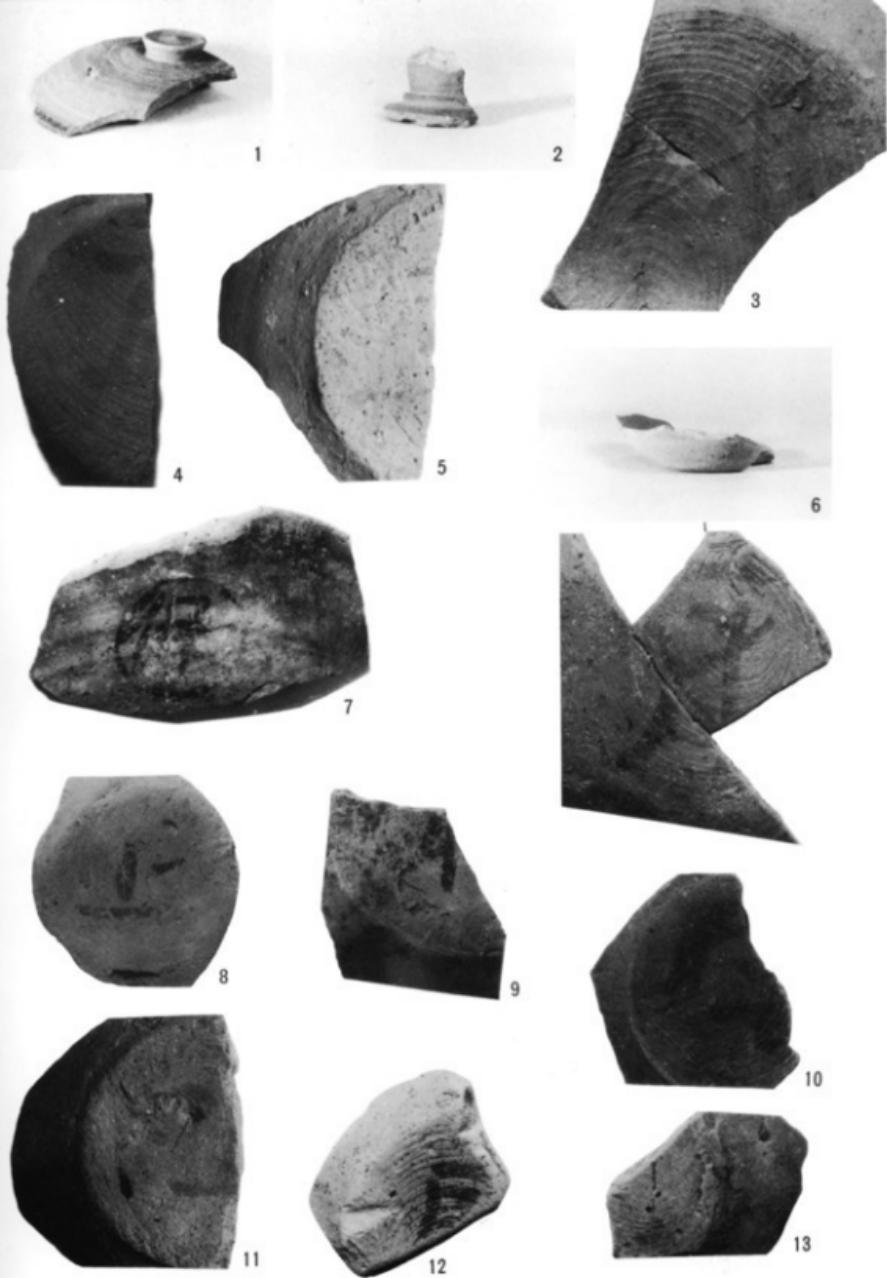


49

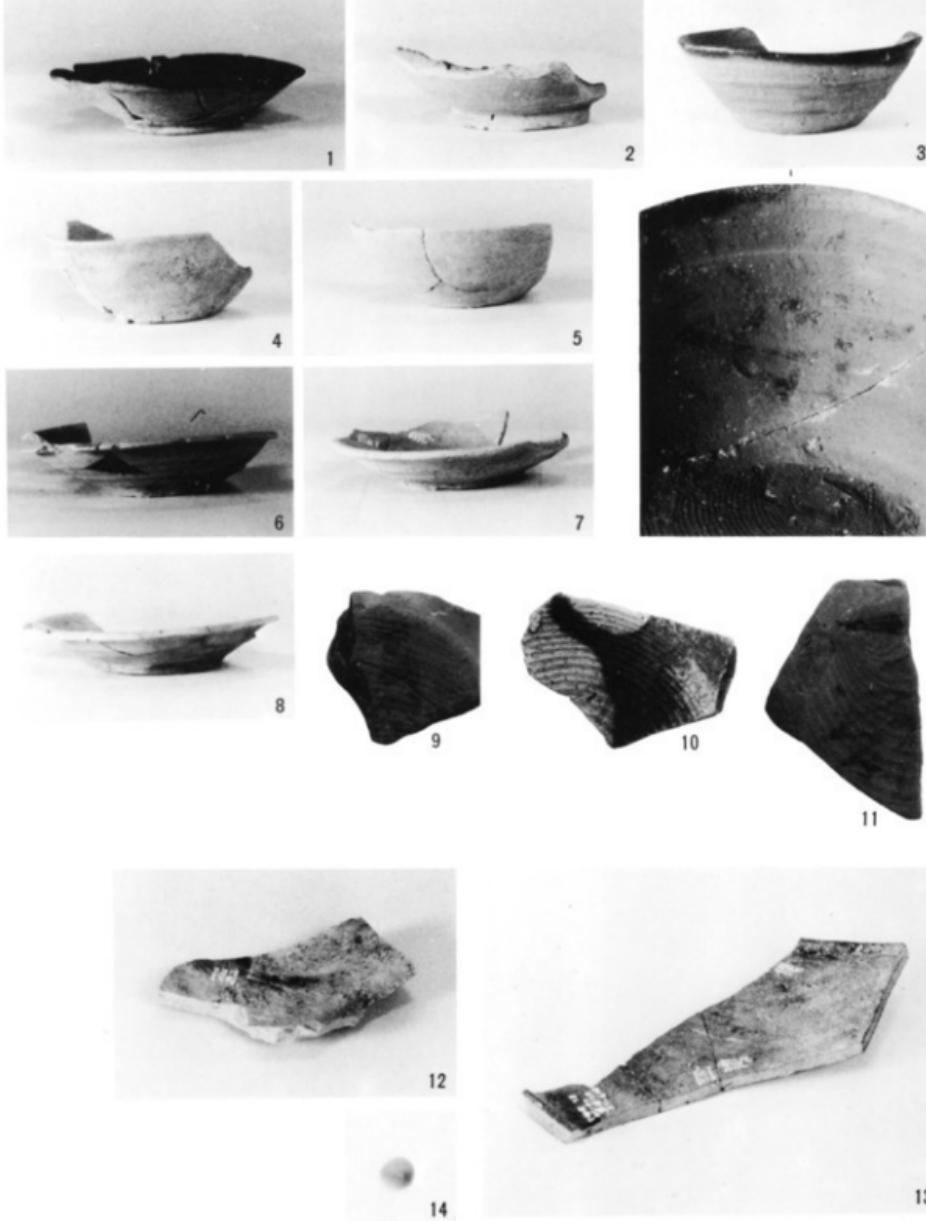


50

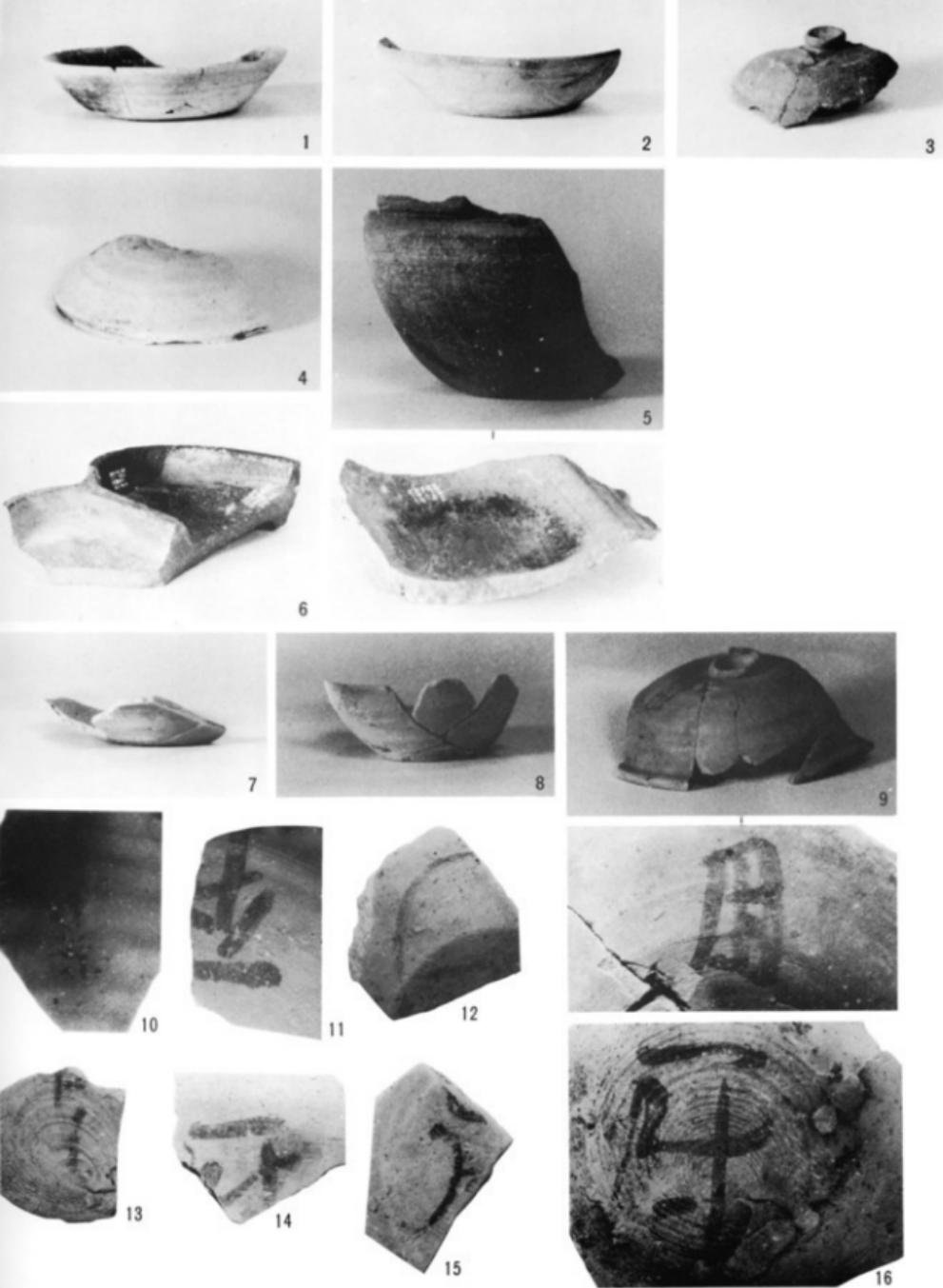
図版23 第38次調査出土遺物 43 SA705掘り方埋土
44 SB696掘り方埋土
45 SB701、702掘り方埋土
46 SA707掘り方埋土
47・48 SK708埋土
49 SA697掘り方埋土
50・51 SA720掘り方埋土



図版24 第38次調査出土遺物 1~13 表土層



図版25 第38次調査出土遺物 1~14 黒色砂層

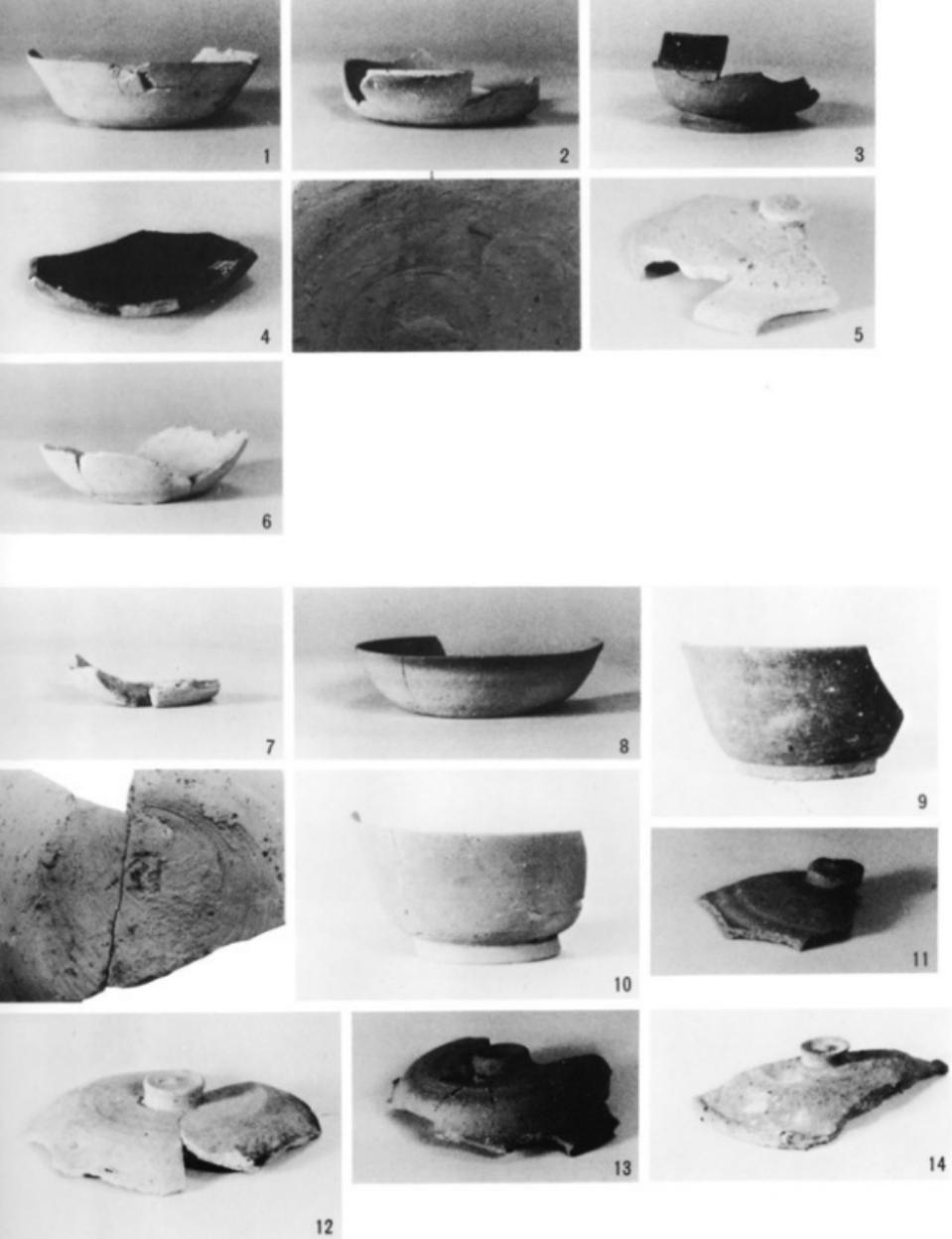


図版26 第38次調査出土遺物 1~16 褐色砂層



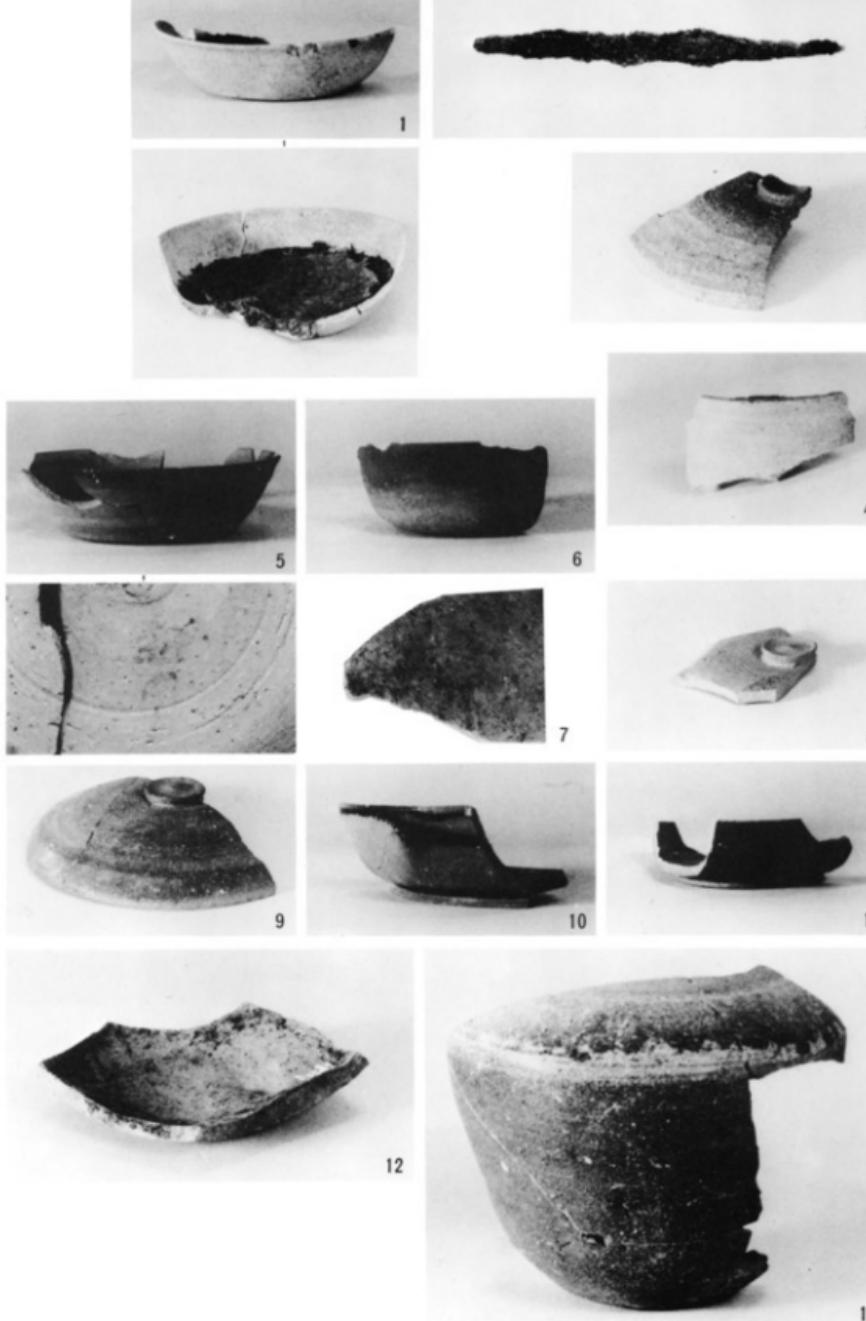
图版27 第38次调查出土遗物

1 褐色砂层
2・3 整地层上、灰褐色砂层
4～8 整地层上、赤褐色砂层

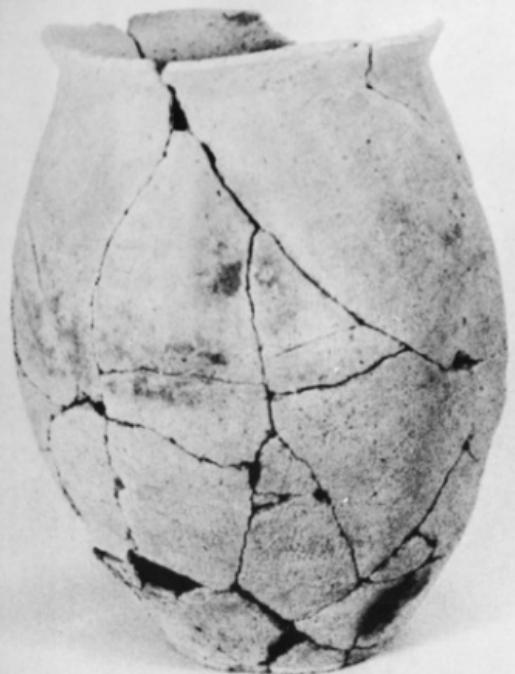


图版28 第38次调查出土遗物 1~6 整地粘土层

7~14 整地粘土下炭化物层



図版29 第38次調査出土遺物 1・2 黄褐色砂層
3・4 崩壊土
5~13 染地崩壊瓦層



14



15



16



17



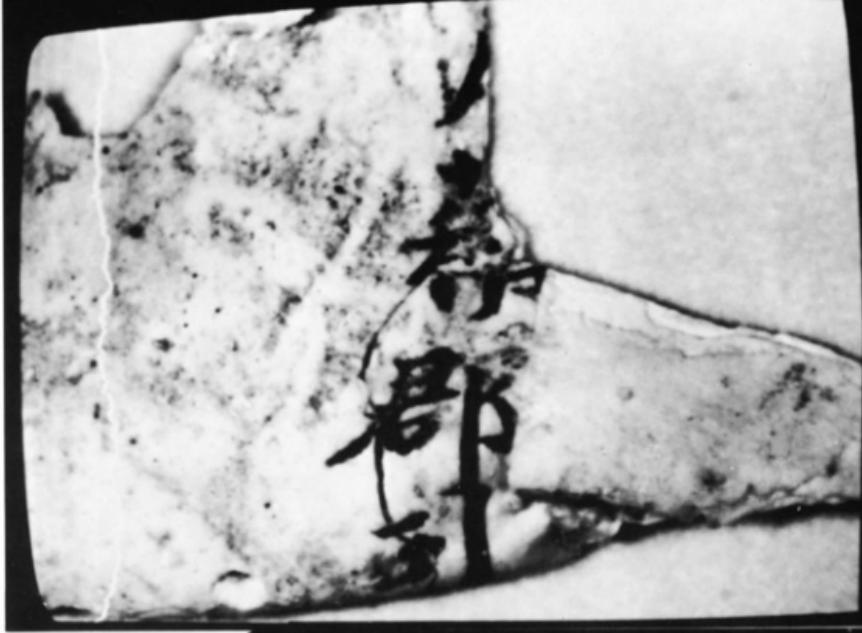
18



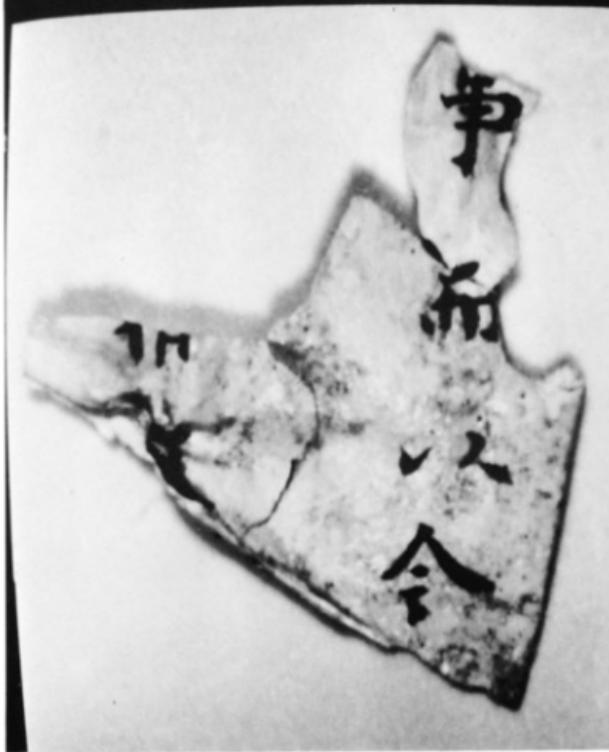
19

図版30 第38次調査出土遺物 14 塗地崩壊瓦層

15~19 崩壊瓦下層



下 上
事而以今
□ □
□ 郡司
漆紙文書



調査成果の普及と関連研究活動

(1) 現地説明会の開催

第38次調査について

講師・小松正夫 昭和58年10月15日

(2) 諸団体開催研究会議への参加

○秋大史学会昭和58年度春季研究発表会

発表・日野 久 一秋田城跡第36次調査出土の漆紙文書について—

昭和58年6月19日 (於・秋田大学)

○第10回古代城柵官衙遺跡検討会

発表・小松正夫 一秋田城跡第38次調査について—

参加所員・日野 久 昭和59年2月28・29日 (於・酒田市総合文化センター)

秋田城跡発掘調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠幹（昭和37年5月8日 教育規則第3号）
改正 昭和52年11月21日第11号

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、社会教育課に所属する機関として、秋田城跡発掘調査事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡発掘調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 高泉宏作

社会教育課長 佐藤鳳

調査機関

秋田城跡発掘調査事務所

所長（参考）佐々木栄孝

文化財保護主事 小松正夫

主事 日野久

2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所



発行 昭和59年3月31日

秋田市教育委員会

秋田マイクロ写真印刷(株)